

平成30年度 白井市行政経営改革実施計画 進捗管理シート

	人づくり
●	仕組みづくり

●	新規
	見直し改善（拡充）
	継続（拡充）

基本方針 1 市民自治のまちづくり

1. 市民参加の充実

- ① 「白井市市民参加条例」や「市民参加・協働のまちづくりプラン」により、市民参加の活性化を進めます。

整理番号	1-1-①	項目名	無作為抽出による市民参加の充実			所管課	市民活動支援課		
これまでの取り組み	- 市は、市民参加条例に基づき、市民参加に積極的に取り組んでいる。 - 市は、計画等の策定に当たり、様々な市民の意見を聴くとともに、市政に関心を持つきっかけをつくるため、住民基本台帳から無作為に抽出した市民に対して、ワークショップ等の出席を依頼している。 - 市は、住民基本台帳から無作為で抽出した 18 歳以上の市民で審議会等の委員就任を希望する市民をあらかじめ名簿登録し、審議会等の公募委員を名簿から委員を選出する「無作為抽出公募委員候補者登録制度」を平成 28（2016）年度から 3 年間の予定で試行的に実施し、平成 29（2017）年 10 月現在、11 審議会 14 人を委員として委嘱している。								
これからの取り組み	- 試行的に実施した無作為抽出による市民参加の検証を踏まえ、「無作為抽出公募委員候補者登録制度」を本格実施する。 - 制度の意義や仕組みを理解し、取り組みを啓発するため、庁内各課への説明会を実施する。								
目的	・ 新たな市民参加を充実させるため。								
目標時期	平成 31（2019）年度								
実施内容						実施スケジュール			
						平成 30(2018)年度	平成 31(2019)年度		平成 32(2020)年度
試行実施									
試行実施の検証・本実施の仕組み決定									
本格実施									
	目標					効果			
平成 30（2018）年度	・ 試行実施 ・ 試行実施の検証・本実施の仕組み決定 ・ 無作為抽出の実施・登録受付 ・ 説明会の実施					【市の効果】 ・ 審議会等の審議に市民の意見が反映されるとともに、市政に関心を持つ市民が増える。 【市民の効果】 ・ 市政に参加するきっかけのない市民が市政に参加する機会ができる。			
平成 31（2019）年度	・ 本格実施 ・ 説明会の実施								
平成 32（2020）年度	・ 本格実施 ・ 説明会の実施								

平成30年度 行政経営改革実施計画 進捗管理シート

①取組実績

取組目標：・試行実施

取組実績：・10課で13人が審議会及び委員会の委員に就任した。

取組目標：・試行実施の検証・本実施の仕組み決定

取組実績：・本格実施に向けて、審議会の他、意見交換会とワークショップにも本制度を拡大した。

取組目標：・無作為抽出の実施・登録受付

取組実績：・無作為に抽出した市民2,003人を対象に通知文等を郵送（3月1日～3月15日まで）した。
登録者は53名

取組目標：・説明会の実施

取組実績：・未実施

理由 庁内の各課連絡において通知を行い、庁内への周知が十分に図られたため。

②評価と今後の方針

【評価】

A:計画より進んでいる

B:計画どおり進んでいる

C:計画どおり進んでいない

【今後の方針】

ア:現状の計画のまま継続

イ:計画を見直して継続

(a):取組みの拡充・重点化 (b):取組みの縮小・統廃合

(c):手段の改善 (d):スケジュールの変更 (e):その他

ウ:その他

所管課	評価	B:計画どおり進んでいる	今後の方針	ア：現状の計画のまま継続
意見 具体的な今後の方針・ 課題・解決策など	試行実施を経て、審議会の他、意見交換会とワークショップにも対象を拡大し、本格運用することにしたため、更に多くの事業に活用され、市民参加の充実が期待される。			
行政経営改革審議会	評価		今後の方針	
意見 取組内容や今後の 方針に関する助言など				
行政経営戦略会議	評価		今後の方針	
意見 所管課・審議会の意見を 踏まえた「今後の方針」など				

	人づくり
●	仕組みづくり

	新規
	見直し改善（拡充）
●	継続（拡充）

基本方針 1 市民自治のまちづくり

1. 市民参加の充実

- ② 公益的な市民活動を持続するために必要な支援を行います。

整理番号	1-1-②-1	項目名	しろい市民まちづくりサポートセンターの機能強化	所管課	市民活動支援課 社会福祉課
これまでの取り組み	- 市は、白井駅前センター内に市民活動推進センターを設置し、市民活動を側面から支援する「情報」、「活動」、「交流」の場として、市民団体に管理の一部及び運営を委託している。 - 市民活動推進センターは、立地条件、スペースの改善、利用者の増加、運営機能の充実、運営体制の充実が課題とされている。 - 市は、市民活動推進センターを市役所に移転し、市民活動を取り巻く課題に対応したセンターとして機能を強化するため検討を進めている。				
これからの取り組み	- 平成 30（2018）年 5 月に市民活動推進センターを市役所に移転し、名称を「しろい市民まちづくりサポートセンター」に改める。 - しろい市民まちづくりサポートセンターは、段階的に機能強化を図りながら、市民活動の総合的な拠点として拡充させていく。 - 機能的に類似するボランティアセンターとの連携を検討する。				
目的	・しろい市民まちづくりサポートセンターの機能強化を図り、市民活動の総合的な拠点として拡充することで、市民活動を支援するため。				
目標時期	平成 32（2020）年度				
実施内容		実施スケジュール			
		平成 30(2018)年度	平成 31(2019)年度	平成 32(2020)年度	
しろい市民まちづくりサポートセンターの移転、機能強化・拡充		→			
しろい市民交流フェスタとボランティアまつりの連携協議		→			
しろい市民交流フェスタとボランティアまつりの連携			→	→	
しろい市民まちづくりサポートセンターとボランティアセンターの連携の検討			→	→	
目標		効果			
平成 30 (2018) 年 度	- しろい市民まちづくりサポートセンターの機能強化・拡充 - しろい市民交流フェスタとボランティアまつりの連携による実施について協議 - しろい市民まちづくりサポートセンターとボランティアセンターの運営にかかる現状等の把握	【市の効果】 - 市民活動を実践する市民が増える。 【市民の効果】 - 市民活動団体間や団体と地域・行政間がつながることで、協働の取り組みが増える。 - 市民活動団体等の団体の活動が活性化する。			
平成 31 (2019) 年 度	- しろい市民まちづくりサポートセンターの機能強化・拡充 - しろい市民交流フェスタとボランティアまつりの連携による開催 - しろい市民まちづくりサポートセンターとボランティアセンターの連携の検討				
平成 32 (2020) 年 度	- しろい市民まちづくりサポートセンターの機能強化・拡充 - しろい市民交流フェスタとボランティアまつりの連携による開催 - しろい市民まちづくりサポートセンターとボランティアセンターの連携の検討				

平成30年度 行政経営改革実施計画 進捗管理シート

①取組実績

取組目標:

- ① しろい市民まちづくりサポートセンターの機能強化・拡充
- ② しろい市民交流フェスタとボランティアまつりの連携による実施について協議
- ③ しろい市民まちづくりサポートセンターとボランティアセンターの運営にかかる現状等の把握

取組実績:

- ① 市民活動分野において、担い手不足や高齢化、新たな担い手の発掘など様々な課題が増加しており、それらの課題に対応するため、平成30年度は「拠点機能」及び「情報収集・発信機能」の機能強化・充実を図った。

◎拠点機能

市民活動に関する打ち合わせや事業を実施する会議室等の場所を整えるとともに、作業に必要な設備や機材の貸し出しルールを作成し、適切な運用を行った。また、施設利用を促進するため、センターに配置している印刷機等の利用方法セミナーや、多目的スペースの使用例を展示した。

◎情報収集・発信機能

市民活動団体の登録制度を導入し、各種団体の活動内容や活動頻度などを収集し、センターへの配架やホームページへの公開を行うことで、市民活動に興味のある市民に対し、適切な団体情報を発信できるよう機能強化を図った。

- ② しろい市民まちづくりサポートセンター、ボランティアセンター、市民活動支援課の3者で打ち合わせを行い、ボランティアまつりと市民交流フェスタの連携実施の可否について検討した結果、運営形態の違いから、連携による市民交流フェスタの実施については行わないこととなった。

- ③ ②と同様に打ち合わせを行い、各々のセンターに運営における情報収集・意見交換を行った。

②評価と今後の方針

【評価】

- A:計画より進んでいる
B:計画どおり進んでいる
C:計画どおり進んでいない

【今後の方針】

A:現状の計画のまま継続

イ:計画を見直して継続

- (a):取組みの拡充・重点化 (b):取組みの縮小・統廃合
(c):手段の改善 (d):スケジュールの変更 (e):その他

ウ:その他

所管課	評価	B:計画どおり進んでいる	今後の方針	A:現状の計画のまま継続
意見 具体的な今後の方針・課題・解決策など		機能強化・拡充については、継続して「拠点機能」「情報収集・発信機能」を強化するとともに、次年度は先述の機能に加え、他の機能についても拡充を図る。また、ボランティアセンターとの連携等については、引き続き情報収集・検討を行う。		
行政経営改革審議会	評価		今後の方針	
意見 取組内容や今後の方針に関する助言など				
行政経営戦略会議	評価		今後の方針	
意見 所管課・審議会の意見を踏まえた「今後の方針」など				

	人づくり
●	仕組みづくり

	新規
●	見直し改善（拡充）
	継続（拡充）

基本方針 1 市民自治のまちづくり

1. 市民参加の充実

- ② 公益的な市民活動を持続するために必要な支援を行います。

整理番号	1-1-②-2	項目名	地域防災力向上支援	所管課	危機管理課
これまでの取り組み	- 市は、県の補助制度を活用し、自主防災組織設立時に防災資機材を購入し、交付している。 - 市内の自主防災組織には、防災資機材が整備されているが、耐用年数を超えても、更新されていないものも多い。				
これからの取り組み	- 原則、市の単独補助により、組織立ち上げ時に購入し整備してきた資機材の更新・整備及び維持更新等の支援制度を整備し、自主防災組織や自治会がより活動しやすい環境を整備する。（場合によって県の補助制度も活用する。） - NPOなどの地域防災の専門家による支援や派遣制度について検討する。				
目的	市民の関心が大きい地域防災力を通じて、市民活動を市民に広げるため。				
目標時期	平成 32（2020）年度				
実施内容		実施スケジュール			
		平成 30(2018)年度	平成 31(2019)年度	平成 32(2020)年度	
補助制度調査研究・設計					
補助金受付					
専門家の支援・派遣制度の検討					
専門家の支援・派遣制度の制度化・実施					
	目標	効果			
平成 30 (2018) 年 度	補助金制度の調査研究、県との協議	【市の効果】 - 地域における防災意識が高まり、災害時の対応力が強化される。 【市民の効果】 - 自主防災組織の活動が維持・強化される。			
平成 31 (2019) 年 度	- 補助金交付要綱制定 - 自主防災組織・自治連合会への説明 - 専門家の支援・派遣制度の検討				
平成 32 (2020) 年 度	- 補助金受付 - 専門家の支援・派遣制度の制度化・実施				

平成30年度 行政経営改革実施計画 進捗管理シート

①取組実績

取組目標:

補助金制度の調査研究、県との協議

取組実績:

H31.1 近隣市の自主防災組織への補助金等支援状況の調査研究及び県補助金対象の動向を調査

②評価と今後の方針

【評価】

- A:計画より進んでいる
- B:計画どおり進んでいる
- C:計画どおり進んでいない

【今後の方針】

ア:現状の計画のまま継続

イ:計画を見直して継続

- (a):取組みの拡充・重点化 (b):取組みの縮小・統廃合
- (c):手段の改善 (d):スケジュールの変更 (e):その他

ウ:その他

所管課	評価	C:計画どおり進んでいない	今後の方針	イ:計画を見直して継続(d)
意見 具体的な今後の方針・課題・解決策など	現在、自治会には、活動補助金が交付されているが、自主防災組織は、自治会と同一の組織の場合が多いことから、活動補助金が重複して交付することになり、このような状況では、防災に関する活動と自治会活動が重複し、活動費の補助は難しいことから、資機材を交付することとしたい。 新規に設立する防災組織に必要な防災資機材を優先し、併せて資機材の更新や整備に補助を交付することとしたい。 また、県補助金が対象なるか県の動向を見ながら財政担当課と協議していく。			
行政経営改革審議会	評価		今後の方針	
意見 取組内容や今後の方針に関する助言など				
行政経営戦略会議	評価		今後の方針	
意見 所管課・審議会の意見を踏まえた「今後の方針」など				

	人づくり
●	仕組みづくり

●	新規
	見直し改善（拡充）
	継続（拡充）

基本方針 1 市民自治のまちづくり

1. 市民参加の充実

- ③ 市民と積極的な協議を重ねながら、市民と市の両者が連携・協力して課題解決にあたる協働のまちづくりを進めます。

整理番号	1-1-③-1	項目名	提案型協働事業補助制度の推進	所管課	市民活動支援課
これまでの取り組み	市は、市民団体の自立の促進を支援するとともに、公益活動の活性化により地域課題の解決を図り、市民主体のまちづくりと活力ある地域社会の実現を目指すため、市民団体活動支援補助金により市民団体の公益活動に必要な経費の一部を補助しているが、市民と市の両者が連携・協力して課題解決にあたる協働のまちづくりに対しての取り組みは弱い。				
これからの取り組み	市民と市の協働により地域の様々な課題を解決する取り組みを推進するため、市民と市の協働事業へつなげる仕組みづくりとして（仮称）提案型協働事業補助金を創設する。				
目的	市民と市の協働により、地域の様々な課題を解決する取り組みを推進するため。				
目標時期	平成 32（2020）年度				
実施内容			実施スケジュール		
			平成 30(2018)年度	平成 31(2019)年度	平成 32(2020)年度
補助制度の設計			→		
補助制度のPR				→	
補助制度の募集・審査				→	
補助制度による協働事業の実施					→
目標		効果			
平成 30（2018）年度	補助制度の設計	【市の効果】 - 市民と市が協働し、地域の課題を解決する取り組みが増え、協働によるまちづくりが推進できる。 【市民の効果】 - 市との協働による事業が行いやすくなる。 - 公益性のある事業が行われることで、市民生活が向上する。			
平成 31（2019）年度	- 補助制度のPR - 補助制度の募集・審査				
平成 32（2020）年度	補助制度による協働事業の実施				

平成30年度 行政経営改革実施計画 進捗管理シート

①取組実績

取組目標：補助制度の設計

取組実績：

担当課において、本補助金について検討を行い、下記理由から実施スケジュールを再検討することとした。

本補助金は、市民活動団体と市の両者が連携・協力して課題解決にあたる協働のまちづくりに対して補助することを予定していますが、協働を推進するために「市民活動団体の自立の促進」と「公益活動の活性化」が十分に図られている必要がある。

現在、市では「市民活動団体の自立の促進」と「公益活動の活性化」を支援するため、市民団体活動支援補助金制度を導入し、市民活動団体の公益活動の一部に補助金を交付しているところであるが、平成30年度に応募した団体は3団体であり、まだ市民活動団体の自立の促進と公益活動の活性化が図れているとは言えない。

そのため、今後は「市民活動団体の自立の促進」及び「公益活動の活性化」を着実に進めたうえで、改めて提案型協働事業補助制度の設計について検討するべきとの結論となった。

②評価と今後の方針

【評価】

- A:計画より進んでいる
- B:計画どおり進んでいる
- C:計画どおり進んでいない

【今後の方針】

ア:現状の計画のまま継続

イ:計画を見直して継続

- (a):取組みの拡充・重点化
- (b):取組みの縮小・統廃合
- (c):手段の改善
- (d):スケジュールの変更
- (e):その他

ウ:その他

所管課	評価	C:計画どおり進んでいない	今後の方針	イ：計画を見直して継続（d）
意見 具体的な今後の方針・ 課題・解決策など	市民団体活動支援補助金による「市民活動団体の自立の促進」及び「公益活動の活性化」を更に進めたうえで、改めて提案型協働事業補助制度を検討したい。			
行政経営改革審議会	評価		今後の方針	
意見 取組内容や今後の 方針に関する助言など				
行政経営戦略会議	評価		今後の方針	
意見 所管課・審議会の意見を 踏まえた「今後の方針」など				

●	人づくり
	仕組みづくり

	新規
●	見直し改善（拡充）
	継続（拡充）

基本方針 1 市民自治のまちづくり

1. 市民参加の充実

- ③ 市民と積極的な協議を重ねながら、市民と市の両者が連携・協力して課題解決にあたる協働のまちづくりを進めます。

整理番号	1-1-③-2	項目名	参加型講座の実施	所管課	企画政策課 生涯学習課 関係各課	
これまでの取り組み	・市では、市民が市政や各課の取り組みなどを学ぶ出前講座として、なるほど行政講座を実施しており、多くの市民が利用しているが、市が定めたメニューで開催されているため、受講者の市民が受身となりがちであり、市民との話し合いの機会となっていない。 ・市民大学校は、市民の主体的な「学び」と市民の「参加」によるまちづくりの支援を行っている。また、公民館の講座においては、各館周辺の地域の状況を踏まえた講座を展開している。					
これからの取り組み	・市民が主体となり、参加型手法を用いてみんなで課題解決に向けて考え、学び合う講座プログラムを関係各課がメニュー化し、新たな出前講座として実施する。 ・参加型手法を用いた講座プログラムの企画立案と講座プログラムを実施・運営できるスキルを身につけるために外部のファシリテーション研修等を活用する。 ・市民が今後地域で活躍できるための講座を市民大学校や公民館講座で行う。					
目的	・市民同士が課題解決に向けて考え、学び合う機会をつくるため。					
目標時期	平成 31（2019）年度					
実施内容				実施スケジュール		
				平成 30(2018) 年度	平成 31(2019) 年度	平成 32(2020) 年度
関係各課による講座プログラムの検討						
講座企画・運営の職員研修						
講座プログラムの実施						
	目標			効果		
平成 30 (2018) 年 度	・市民と連携できる講座を検討するために、意見交換会などの開催 ・市民が自ら市民に対して行いたい講座のプレゼンテーションの開催の検討			【市の効果】 ・市民同士の議論を通じて、市が具体的なアイデアを得ることで、市民の意見を踏まえた事業を展開できる。 【市民の効果】 ・市政について、市民同士で議論するきっかけができる。 ・市政について、より深く知ることができる。		
平成 31 (2019) 年 度	・市民講師による講座の実施 ・市民とともに検討した講座の開催					
平成 32 (2020) 年 度	・市民講師による講座の実施 ・市民とともに検討した講座の開催					

平成30年度 行政経営改革実施計画 進捗管理シート

①取組実績

取組目標：市民と連携できる講座を検討するために、意見交換会などの開催

取組実績：

H31.2 月 しろい市民まちづくりサポートセンターからの市民団体に関する情報提供や前期受講者による受講後のアンケートなどを、カリキュラム作成の際の参考とした。また、H31 年度の講座には市民（団体）を講師とするものを全体の約 27% 設けた。

取組目標：市民が自ら市民に対して行いたい講座のプレゼンテーションの開催の検討

取組実績：

H30.12～1 月 シニア学部自主企画講座の実施

H31.1 月 ささえあい発見学部フリー講座にて、受講生の意見がより多いテーマの講座を実施。

H31.2 月 平成 31 年度カリキュラムになるほど行政講座を設けテーマについては受講者選択により決定する。

②評価と今後の方針

【評価】

- A:計画より進んでいる
- B:計画どおり進んでいる
- C:計画どおり進んでいない

【今後の方針】

ア:現状の計画のまま継続

イ:計画を見直して継続

- (a):取組みの拡充・重点化
- (b):取組みの縮小・統廃合
- (c):手段の改善
- (d):スケジュールの変更
- (e):その他

ウ:その他

所管課	評価	B:計画どおり進んでいる	今後の方針	ア：現状の計画のまま継続
意見 具体的な今後の方針・課題・解決策など	市民と連携できる講座は検討しているが、そのための意見交換会などは開催していない。			
行政経営改革審議会	評価		今後の方針	
意見 取組内容や今後の方針に関する助言など				
行政経営戦略会議	評価		今後の方針	
意見 所管課・審議会の意見を踏まえた「今後の方針」など				

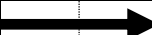
	人づくり
●	仕組みづくり

●	新規
	見直し改善（拡充）
	継続（拡充）

基本方針 1 市民自治のまちづくり

1. 市民参加の充実

- ③ 市民と積極的な協議を重ねながら、市民と市の両者が連携・協力して課題解決にあたる協働のまちづくりを進めます。

整理番号	1-1-③-3	項目名	市民提案制度の実施			所管課	行政経営改革課 秘書課 企画政策課		
これまでの取り組み	・ 市民から寄せられた市への提案や意見について、組織的に検討するための仕組みはない。								
これからの取り組み	・ 市民から寄せられた市への提案や意見について、有益な提言を実現に向けて検討するための仕組みをつくり、実施する。								
目的	・ 新たな市民参加を充実させるため。								
目標時期	平成 32（2020）年度								
実施内容						実施スケジュール			
						平成 30(2018) 年度	平成 31(2019) 年度		平成 32(2020) 年度
市民提案制度の検討									
市民提案制度の試行実施									
市民提案制度の試行実施の評価									
市民提案制度の本格実施									
	目 標					効 果			
平成 30 (2018) 年 度	・ 市民提案制度の検討					【市の効果】 ・ より良い事業を行うことができる。 ・ 市政に対する市民の納得度が高まる。 【市民の効果】 ・ 市民の意見が市政に直接反映される。 ・ 市政への関心が高まる。			
平成 31 (2019) 年 度	・ 市民提案制度の試行実施 ・ 市民提案制度の試行実施の評価								
平成 32 (2020) 年 度	・ 市民提案制度の本格実施								

平成30年度 行政経営改革実施計画 進捗管理シート

①取組実績

取組目標：市民提案制度の検討

取組実績

- ・平成31年1月～3月に、所管課同士で協議検討を重ね、市民提案制度を導入済みの他市町村を参考に調査研究を進めた。
- ・平成31年度試行実施に向け、「市民提案制度実施要綱、提案書様式、事務手順の流れ」の（案）の作成に取り組んだ。

②評価と今後の方針

【評価】

- A:計画より進んでいる
B:計画どおり進んでいる
C:計画どおり進んでいない

【今後の方針】

ア:現状の計画のまま継続

イ:計画を見直して継続

- (a):取組みの拡充・重点化 (b):取組みの縮小・統廃合
(c):手段の改善 (d):スケジュールの変更 (e):その他

ウ:その他

所管課	評価	C:計画どおり進んでいない	今後の方針	ア：現状の計画のまま継続
意見 具体的な今後の方針・ 課題・解決策など	課題として、「市長への手紙」でも市民意見を伺っており、市民提案制度と区別又は統合する必要がある。スケジュールとしては、引続き平成31年度中の試行実施及び評価を行う予定である。			
行政経営改革審議会	評価		今後の方針	
意見 取組内容や今後の 方針に関する助言など				
行政経営戦略会議	評価		今後の方針	
意見 所管課・審議会の意見を 踏まえた「今後の方針」など				

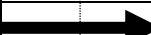
	人づくり
●	仕組みづくり

●	新規
	見直し改善（拡充）
	継続（拡充）

基本方針 1 市民自治のまちづくり

1. 市民参加の充実

- ④ 市民参加に資源提供という側面を加えながら、寄付や投資を通じた地域活動支援を拓くなど市民が市民を支えていく資源循環のあり方を模索します。

整理番号	1-1-④	項目名	市民が市民を支える寄付の仕組みづくり			所管課	市民活動支援課 関係各課		
これまでの取り組み	・市は、日本赤十字社及び白井市社会福祉協議会の寄付募集活動の支援やPRを行っているが、それ以外の団体が行う寄付募集活動の支援やPRは行っていない。								
これからの取り組み	・ふるさと納税を活用した市民活動支援のための寄付や、市民活動独自の寄付制度等、市民が市民を支えていく仕組みを検討し、制度化するとともに、市民活動への寄付の必要性の啓発を行う。								
目的	・市民が寄付を通じて市民活動を支援し、市民活動団体の自立と自主的で活発な活動を促進させるため。								
目標時期	平成 33（2021）年度								
実施内容						実施スケジュール			
						平成 30(2018) 年度		平成 31(2019) 年度	
市民活動を支援する寄付の仕組みの検討									
市民活動を支援するための仕組みの決定									
市民活動を支援するための寄付の啓発									
	目標					効果			
平成 30 (2018) 年 度	・市民活動を支援する寄付の仕組みの検討					【市の効果】 ・継続的に活動を行える自立した市民活動団体が増える。 ・ 【市民の効果】 ・市民活動に直接参加できない人も、市民活動を支援することができる。 ・寄付した人は住民税・所得税について税制上の優遇措置を受けることができる。 ・寄付が増えることにより、継続的に活動を行える市民活動団体が増える。 ・事業収入等の資金を得られない市民活動団体が継続的に活動しやすくなる。			
平成 31 (2019) 年 度	・市民活動を支援する寄付の仕組みの検討								
平成 32 (2020) 年 度	・市民活動を支援するための仕組みの決定 ・市民活動を支援するための寄付の啓発								

平成30年度 行政経営改革実施計画 進捗管理シート

①取組実績

取組目標:市民活動を支援する寄付の仕組みの検討

取組実績:

担当課において、本制度について検討を行い、下記理由から実施スケジュールを再検討することとした。

本制度は、市民活動団体が公益活動を行ううえで必要となる活動資金を、市民の寄付により支えていくものであるが、市民活動団体が市民からの寄付を募るためには、活動の情報発信力や企画力など、市民活動団体の更なる自立の促進が必要である。

現在、市では「市民団体の自立の促進」等を支援するため、市民団体活動支援補助金制度を導入し、市民活動団体の公益活動の一部に補助金を交付しているところだが、平成30年度に応募した団体は3団体であり、補助金を獲得して活動を行う機運が醸成された団体が少ない状況である。

今後は補助金を得て公益活動を実施・活性化させていく団体を増加させるのが肝要であることから、市民団体活動支援補助金において「市民団体の自立の促進」及び「公益活動の活性化」を着実に進めたいと、改めて市民が市民を支える寄付の仕組みを検討するべきとの結論としたい。

②評価と今後の方針

【評価】

- A:計画より進んでいる
- B:計画どおり進んでいる
- C:計画どおり進んでいない

【今後の方針】

ア:現状の計画のまま継続

イ:計画を見直して継続

- (a):取組みの拡充・重点化
- (b):取組みの縮小・統廃合
- (c):手段の改善
- (d):スケジュールの変更
- (e):その他

ウ:その他

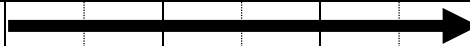
所管課	評価	C:計画どおり進んでいない	今後の方針	イ:計画を見直して継続(d)
意見 具体的な今後の方針・ 課題・解決策など	市民団体活動支援補助金による「市民活動団体の自立の促進」及び「公益活動の活性化」を更に進めたうえで、改めて市民が市民を支える寄付の仕組みを検討したい。			
行政経営改革審議会	評価		今後の方針	
意見 取組内容や今後の 方針に関する助言など				
行政経営戦略会議	評価		今後の方針	
意見 所管課・審議会の意見を 踏まえた「今後の方針」など				

●	人づくり		新規
	仕組みづくり	●	見直し改善（拡充）
			継続（拡充）

基本方針 1 市民自治のまちづくり

2. 地域コミュニティづくりの推進

- ① 自治会未加入者や自治会の活動頻度の低い人などに地域コミュニティの必要性を伝えていきます。

整理番号	1-2-①	項目名	地域コミュニティの必要性の啓発			所管課	市民活動支援課 関係各課		
これまでの取り組み	- 市は、市への転入者に自治会入会のための啓発チラシの配布、自治会の設立や運営などの様々な相談に対応するなど、自治連合会と連携し、地域コミュニティ活動の推進を行っているが、地域コミュニティの必要性を市民に十分に伝えられていない。 - 市は、地域コミュニティの重要性を啓発するため、年1回、自治連合会と共催で地域づくり講演会を開催している。								
これからの取り組み	- 市は、地域コミュニティの必要性を啓発するチラシを作成する。 - 市は、地域の人のつながりの大切さを啓発するため、コミュニティ、防災、健康、福祉、子育て、子どもの健全育成等の様々な視点から、各種イベント・事業において、関係各課が地域コミュニティの必要性を啓発する取り組みを実施する。 - 各センターは、地域づくりの中核的施設として地域コミュニティづくりのための仕掛けづくりを行う。								
目的	市民が地域コミュニティ活動に興味、関心を持ち、地域コミュニティ活動に参加する市民を増やすため。								
目標時期	随時								
実施内容						実施スケジュール			
						平成 30(2018) 年度		平成 31(2019) 年度	
地域コミュニティの必要性の啓発									
	目標					効果			
平成 30 (2018) 年 度	- 地域コミュニティの必要性を啓発するチラシを作成する。 - 転入者へ自治会加入チラシの配布 - 各センターによる地域コミュニティ事業の実施					【市の効果】 - 地域コミュニティ活動に参加する市民が増える。 【市民の効果】 - 地域コミュニティの必要性を知ることができる。			
平成 31 (2019) 年 度	- 各課が事業を実施する際にチラシを配布 - 転入者へ自治会加入チラシの配布 - 各センターによる地域コミュニティ事業の実施								
平成 32 (2020) 年 度	- 各課が事業を実施する際にチラシを配布 - 転入者へ自治会加入チラシの配布 - 各センターによる地域コミュニティ事業の実施								

平成30年度 行政経営改革実施計画 進捗管理シート

①取組実績

取組目標: 地域コミュニティの必要性を啓発するチラシを作成する

取組実績:

H31.5 月 自治会加入促進チラシについて、まず自治会活動に関心を持ってもらえるようなチラシにすることを目的に新規作成した。転入セット・窓口で配布を開始。

取組目標: 転入者へ自治会加入チラシの配布

取組実績:

通年 転入者宛ての配布物に自治会加入促進チラシを封入し、継続して配布している。

取組目標: 各センターによる地域コミュニティ事業の実施

取組実績: 各センターにて、コミュニティの推進に関する事業として以下の事業等を実施した。

<公民センター>

H30.12 月 ほっこり市

<白井コミュニティセンター>

H30.7 月 ワーキング・キッズ・アドベンチャー

<駅前センター>

H30.6 月 白井市第5次総合計画拠点創造プロジェクト「白井駅前ミュージックフェア～輪音～」

<西白井複合センター>

H30.4 月・10 月 にしふくマルシェ

<富士センター>

H31.3 月 せんたーまつり

<桜台センター>

H30.4 月～H31.2 月（8 月除く偶数月） 桜台センターの音楽喫茶 ケン'ズ カフェ

②評価と今後の方針

【評価】

A:計画より進んでいる

B:計画どおり進んでいる

C:計画どおり進んでいない

【今後の方針】

ア:現状の計画のまま継続

イ:計画を見直して継続

(a):取組みの拡充・重点化 (b):取組みの縮小・統廃合

(c):手段の改善 (d):スケジュールの変更 (e):その他

ウ:その他

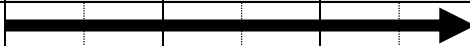
所管課	評価	B:計画どおり進んでいる	今後の方針	ア:現状の計画のまま継続
意見 具体的な今後の方針・ 課題・解決策など	地域コミュニティの必要性の啓発について、自治会加入だけでなく地域で活動する団体全般に対する地域コミュニティの啓発する手段について検討する。			
行政経営改革審議会	評価		今後の方針	
意見 取組内容や今後の 方針に関する助言など				
行政経営戦略会議	評価		今後の方針	
意見 所管課・審議会の意見を 踏まえた「今後の方針」など				

	人づくり	●	新規
●	仕組みづくり		見直し改善（拡充）
			継続（拡充）

基本方針１ 市民自治のまちづくり

２. 地域コミュニティづくりの推進

② 地域と市との関係を多様化させ、時代に合った関係性を構築します。

整理番号	1-2-②-1	項目名	地域学校協働活動の推進	所管課	生涯学習課・学校政策課			
				関係課	市民活動支援課・健康課 社会福祉課・子育て支援課			
これまでの取り組み	- 子どもたちの支援として、教育委員会が、「放課後子ども教室」（生涯学習課）、「学校安全活動・登下校見守り」（学校教育課）を行い、地域住民等が、学習支援や安全面の支援などをそれぞれで行っており、連携協力がとりづらい。 - 国は、各小中学校において、地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民や保護者等の参画により地域全体で子どもたちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を全国的に推進している。							
これからの取り組み	- 地域学校協働活動を推進するため、全ての小中学校で地域と学校の連携協力体制の仕組みを検討する。 - 地域と学校をつなぐため、地域における地域住民等による連携協力体制を検討し、決定する。							
目的	・地域学校協働活動を推進するため。							
目標時期	未定							
実施内容				実施スケジュール				
				平成 30(2018)年度	平成 31(2019)年度	平成 32(2020)年度		
地域と学校の連携協力体制の仕組みの検討と決定								
	目標			効果				
平成 30(2018)年度	・地域と学校の連携協力体制の仕組みの検討と決定			【市の効果】 - 地域と学校の連携協力した活動が増えるとともに、調整等に要する負担が軽減する。 【市民の効果】 - 学校と連携する窓口ができることで、学校と連携したイベントなどを行うときの調整の負担が軽減する。 - 地域で地域学校協働活動が増えることで、市民生活が豊かになる。				
平成 31(2019)年度	・地域と学校の連携協力体制の仕組みの検討と決定							
平成 32(2020)年度	・地域と学校の連携協力体制の仕組みの検討と決定							

平成30年度 行政経営改革実施計画 進捗管理シート

①取組実績

取組目標：地域と学校の連携協力体制の仕組みの検討と決定

取組実績：

H30.4月～H31.3月 放課後子ども教室の実施（第二小、大山口小、中木戸公園）

H30.11月 第1回白井市放課後子どもプラン推進委員会 開催

- ・白井市の放課後子ども教室の現状について
- ・放課後子ども教室と放課後児童クラブの一体化について
- ・平成31年度から白井第二小学校での一体化の取り組みに向けて
- ・白井市放課後子どもプランの今後の方向性について

H31.3月 第2回白井市放課後子どもプラン推進委員会 開催

- ・白井第二小学校放課後子ども教室と放課後児童クラブの一体化に向けた具体的な運営について
- ・「白井市放課後子どもプラン推進に向けた方針」の検討について

②評価と今後の方針

【評価】

- A:計画より進んでいる
B:計画どおり進んでいる
C:計画どおり進んでいない

【今後の方針】

ア:現状の計画のまま継続

イ:計画を見直して継続

- (a):取組みの拡充・重点化 (b):取組みの縮小・統廃合
(c):手段の改善 (d):スケジュールの変更 (e):その他

ウ:その他

所管課	評価	C:計画どおり進んでいない	今後の方針	イ:計画を見直して継続(c)
意見 具体的な今後の方針・課題・解決策など	放課後子ども教室や、学校支援本部については担当課において事業を進めているが、その根本となる「地域学校協働活動」については、担当課においても十分な理解を得ることが難しい状況である。			
行政経営改革審議会	評価		今後の方針	
意見 取組内容や今後の方針に関する助言など				
行政経営戦略会議	評価		今後の方針	
意見 所管課・審議会の意見を踏まえた「今後の方針」など				

●	人づくり
	仕組みづくり

	新規
	見直し改善（拡充）
●	継続（拡充）

基本方針 1 市民自治のまちづくり

2. 地域コミュニティづくりの推進

② 地域と市との関係を多様化させ、時代に合った関係性を構築します。

整理番号	1-2-②-2	項目名	職員のコーディネート人材の育成	所管課	市民活動支援課 総務課	
これまでの取り組み	・市は、市民や市、市民同士をつなぎ、市民と市の協働のまちづくりや地域主体のまちづくりを推進していくために必要なコーディネート力を高めるために、職員を対象に基礎的な能力を育成するコーディネート型人材育成研修を実施している。					
これからの取り組み	・コーディネートスキルを習得する基本研修を広く職員に実施する。 ・市の人材育成基本方針にコーディネート力の重要性を位置付け、職員を対象としたコーディネート型人材育成研修を拡充し、地域に関わりが深い職員を対象に地域づくりを促進させる参加型手法を習得する専門研修を実施する。					
目的	・市民や地域と有機的な関係性を築き、協働を推進できる職員を育成するため。					
目標時期	平成 30（2018）年度					
実施内容				実施スケジュール		
				平成 30(2018) 年度	平成 31(2019) 年度	平成 32(2020) 年度
基本研修の実施				■■		

平成30年度 行政経営改革実施計画 進捗管理シート

①取組実績

取組目標:

- ・基本研修の実施
- ・専門研修の実施

取組実績:

○研修名

平成30年度コーディネート型人材職員育成研修

○開催日時・場所

平成31年1月17日(木) 午前9時から午後5時
東庁舎3階 会議室302

○対象

小学校区まちづくり支援職員及び希望する全職員

○内容

市民と行政が協働してまちづくりを推進するためには、立場が異なる多様な関係者(市民や行政、市民同士)をつなぎ、高めあうコーディネートスキルが必要となります。
本研修では、コーディネートスキルとして重要となる、会議や話し合いをうまく進め、活性化させるファシリテーション技術の基本を習得するとともに、今年度は小学校区まちづくり支援チームのコーディネート力育成に焦点をあて、地域づくりにおいて地域や市民との協働に必要な対応力について理解を深めた。
なお、参加対象者は小学校区まちづくり支援チーム職員及び希望する全職員とし、小学校区まちづくり支援チーム職員が9名、希望する職員が5人の計14人がコーディネートスキルを深めた。

②評価と今後の方針

【評価】

- A:計画より進んでいる
B:計画どおり進んでいる
C:計画どおり進んでいない

【今後の方針】

A:現状の計画のまま継続

イ:計画を見直して継続

- (a):取組みの拡充・重点化 (b):取組みの縮小・統廃合
(c):手段の改善 (d):スケジュールの変更 (e):その他

ウ:その他

所管課	評価	B:計画どおり進んでいる	今後の方針	A:現状の計画のまま継続
意見 具体的な今後の方針・ 課題・解決策など	研修を組み立てる際、より効果的な内容・対象であるかを検討したうえで目的を設定し、目標達成のために適切な研修を実施する。			
行政経営改革審議会	評価		今後の方針	
意見 取組内容や今後の 方針に関する助言など				
行政経営戦略会議	評価		今後の方針	
意見 所管課・審議会の意見を 踏まえた「今後の方針」など				

	人づくり
●	仕組みづくり

●	新規
	見直し改善（拡充）
	継続（拡充）

基本方針 1 市民自治のまちづくり

2. 地域コミュニティづくりの推進

- ③ 各小学校区に地域担当職員を配置し、地域の課題解決に向けた取り組みを支援します。

整理番号	1-2-③	項目名	地域担当職員制度導入による地域づくり支援			所管課	市民活動支援課 総務課			
これまでの取り組み	・市は、各課の業務を推進するため、市民活動支援課、高齢者福祉課、健康課等において、小学校区ごとの担当を設けている。									
これからの取り組み	・市民自治に基づく小学校区単位のまちづくりを推進するために、地域づくりを支援する地域担当職員制度を導入する。									
目的	・市民自治に基づく小学校区単位のまちづくりを推進するため。									
目標時期	平成 32（2020）年度									
実施内容						実施スケジュール				
						平成 30(2018)年度		平成 31(2019)年度		平成 32(2020)年度
モデル小学校区（１校区）での地域担当職員制度の検討						➡				
モデル小学校区（１校区）での地域担当職員制度の試行							➡			
モデル小学校区（１校区）での地域担当職員制度の実施								➡		
	目標					効果				
平成 30 (2018) 年 度	・モデル小学校区（１校区）での地域担当職員制度の検討					【市の効果】 ・小学校区単位のまちづくりを市民と協働して推進できる。 【市民の効果】 ・まちづくり協議会の設立や運営について支援が受けられる。				
平成 31 (2019) 年 度	・モデル小学校区（１校区）での地域担当職員制度の試行									
平成 32 (2020) 年 度	・モデル小学校区（１校区）での地域担当職員制度の実施									

平成30年度 行政経営改革実施計画 進捗管理シート

①取組実績

取組目標:モデル小学校区（1校区）での地域担当職員制度の検討

取組実績:小学校区まちづくり支援職員制度（地域担当職員制度）を創設のうえ、モデル小学校区を2小学校区選定し、小学校区まちづくり支援職員による小学校区まちづくり支援チームを2チーム結成し、2小学校区に1チームずつ配置し、小学校区単位のまちづくりを支援していく体制を整えた。

取組経過:

- 7月31日…市民活動推進委員会にて制度設計の説明・質疑
- 8月21日…行政経営戦略会議に同制度について付議
- 8月27日…議員全員協議会にて説明
- 10月1日小学校区まちづくり支援職員制度の創設
- 10月4日、9日…小学校区まちづくり支援職員制度課等長説明会
- 10月12日、16日、17日…職員説明会
- 10月15日～11月7日…職員公募
- 11月8日～…職員指名の実施
- 12月4日…小学校区まちづくり支援職員の決定
- 12月21日…小学校区まちづくり支援チームの決定
- 1月9日…小学校区まちづくり支援職員顔合わせ
- 1月17日、19日…小学校区まちづくり支援職員研修
- 1月31日…市長から「小学校区まちづくり支援職員」として辞令交付、第1回庁内連絡会議
- 2月～…小学校区まちづくり支援チームの活動開始

②評価と今後の方針

【評価】

- A:計画より進んでいる
- B:計画どおり進んでいる
- C:計画どおり進んでいない

【今後の方針】

ア:現状の計画のまま継続

イ:計画を見直して継続

- (a):取組みの拡充・重点化
- (b):取組みの縮小・統廃合
- (c):手段の改善
- (d):スケジュールの変更
- (e):その他

ウ:その他

所管課	評価	A:計画より進んでいる	今後の方針	ア:現状の計画のまま継続
意見 具体的な今後の方針・課題・解決策など	新たに創設した制度のため、今後の小学校区まちづくり支援チームの活動を見ながら、制度が効果的に運用されるよう進めていく。			
行政経営改革審議会	評価		今後の方針	
意見 取組内容や今後の方針に関する助言など				
行政経営戦略会議	評価		今後の方針	
意見 所管課・審議会の意見を踏まえた「今後の方針」など				

	人づくり
●	仕組みづくり

●	新規
	見直し改善（拡充）
	継続（拡充）

基本方針 1 市民自治のまちづくり

2. 地域コミュニティづくりの推進

- ④ 小学校区を基本的な単位とする「まちづくり協議会」の設立を促進し、地域自治の発展を支援します。

整理番号	1-2-④	項目名	まちづくり協議会設立の促進	所管課	市民活動支援課 高齢者福祉課 健康課・総務課 関係各課
これまでの取り組み	- 市は、まちづくり協議会を組織するきっかけづくりとして、市内の9小学校区で小学校区単位の意見交換会を開催している。 - 地域において活動をしている個々の団体の連携協力体制ができていない。 - 自治会等の役員の任期が一年間であり、まちづくり協議会の必要性が高まらないため、地域の多様な組織、団体に参加を呼びかけ、意見交換会を開催している。				
これからの取り組み	- 地域の多様な組織、団体を交えた意見交換会を開催する。 - 小学校区単位で地域の課題解決を図るため、モデル小学校区を定め、地域担当職員が、まちづくり協議会の設立を支援する。 - 地域の幅広い年代層の参加を促すため、若い世代に積極的に呼びかける。				
目的	・小学校区単位で地域が一体となって地域課題を解決するまちづくりを推進するため。				
目標時期	未定				
実施内容		実施スケジュール			
		平成 30(2018)年度	平成 31(2019)年度	平成 32(2020)年度	
モデル小学校区によるまちづくり協議会設立支援（1小学校区）		→	→	→	
まちづくり協議会の仕組みの検討		→	→	→	
地域ぐるみネットワーク会議などの既存の取り組みとの調整		→	→	→	
モデル小学校区によるまちづくり協議会設立（1小学校区）					→
目標		効果			
平成 30 (2018) 年 度	- モデル小学校区によるまちづくり協議会設立支援（1小学校区） - まちづくり協議会の仕組みの検討 - 地域ぐるみネットワーク会議などの既存の取り組みとの調整	【市の効果】 - 小学校区の課題を小学校区内で解決できる。 【市民の効果】 - 小学校区の課題を小学校区内で解決できる。			
平成 31 (2019) 年 度	- モデル小学校区によるまちづくり協議会設立支援（1小学校区） - まちづくり協議会の仕組みの検討 - 地域ぐるみネットワーク会議などの既存の取り組みとの調整				
平成 32 (2020) 年 度	モデル小学校区によるまちづくり協議会設立（1小学校区）				

平成30年度 行政経営改革実施計画 進捗管理シート

①取組実績

取組目標:・モデル小学校区によるまちづくり協議会設立支援(1小学校区)

取組実績:

- ・2小学校区(白井第三小学校区、大山口小学校区)をモデル小学校区に選定し、まちづくり協議会の設立支援に着手した。

9月…9小学校区毎に3団体に説明・意向に関するアンケート調査依頼
[自治連合会、地区社協、民生・児童委員]

11月末…小学校区の3団体によるアンケート調査の回答・提出

12月末…モデル小学校区の選定、小学校区へモデル小学校区選定結果の通知

取組目標:・まちづくり協議会の仕組みの検討

取組実績:

- ・まちづくり協議会の仕組みを検討するための(仮称)まちづくり協議会設立準備会の発足に向けた取り組みを2つのモデル小学校区にて行った。

2月中旬…小学校区まちづくり支援チームとモデル小学校区との顔合わせ

2月下旬…小学校区まちづくり支援チームとモデル小学校区とが設立準備会発足に向けた検討

取組目標:・地域ぐるみネットワーク会議などの既存の取り組みとの調整

取組実績:

- ・地域ぐるみネットワーク会議と小学校区単位のまちづくりとの調整を行うため、地域ぐるみネットワークの目的や取り組み状況、小学校区単位のまちづくりとの類似性について確認を行った。

②評価と今後の方針

【評価】

A:計画より進んでいる

B:計画どおり進んでいる

C:計画どおり進んでいない

【今後の方針】

ア:現状の計画のまま継続

イ:計画を見直して継続

(a):取組みの拡充・重点化 (b):取組みの縮小・統廃合

(c):手段の改善 (d):スケジュールの変更 (e):その他

ウ:その他

所管課	評価	A:計画より進んでいる	今後の方針	ア:現状の計画のまま継続
意見 具体的な今後の方針・課題・解決策など	2つのモデル小学校区で小学校区まちづくり協議会設立準備会を創設し、まちづくり協議会設立に向けて支援していくとともに、小学校区単位のまちづくりと地域ぐるみネットワーク会議との調整を図っていく。			
行政経営改革審議会	評価		今後の方針	
意見 取組内容や今後の方針に関する助言など				
行政経営戦略会議	評価		今後の方針	
意見 所管課・審議会の意見を踏まえた「今後の方針」など				

	人づくり
●	仕組みづくり

	新規
●	見直し改善（拡充）
	継続（拡充）

基本方針 1 市民自治のまちづくり

3. 情報共有の徹底と可視化

- ① 広報や ICT（情報通信技術）を活用した情報提供の充実を図ります。

整理番号	1-3-①-1	項目名	情報提供戦略に関する計画に基づく 情報提供			所管課	しろいの魅力発信課 情報管理課・総務課 関係各課		
これまでの 取り組み	・市は、広報しろい、市ホームページ、メール配信サービス、自治会回覧、なし坊 twitter などの方法で、市民に情報提供を行っている。								
これからの 取り組み	・市民とともに市の情報提供戦略に関する計画を策定し、計画に基づき、市が提供したい情報を世代や分野ごとに伝えるなど、市民が必要な情報が確実に市民に伝わる情報提供を行う。								
目的	・市が提供したい情報と、市民が必要とする情報を市民に確実に伝えることで、市民と市の方向性を同じにするため。								
目標時期	平成 32（2020）年度								
実施内容						実施スケジュール			
						平成 30(2018) 年度	平成 31(2019) 年度	平成 32(2020) 年度	
市が現在行っている情報提供の検証									
情報提供戦略に関する計画の策定									
情報提供戦略に関する計画に基づく情報提供方法の実施									
	目標					効果			
平成 30 (2018) 年 度	・市が現在行っている情報提供の方法の検証 ・情報提供戦略に関する計画の策定					【市の効果】 ・市が市民に提供したい情報が確実に伝わる。 ・市の事業がスムーズに進むようになる。 【市民の効果】 ・市民が必要とする市の情報を確実に入手できる。			
平成 31 (2019) 年 度	・市が現在行っている情報提供の方法の検証 ・情報提供戦略に関する計画の策定								
平成 32 (2020) 年 度	・情報提供戦略に関する計画に基づく情報提供方法の実施								

平成30年度 行政経営改革実施計画 進捗管理シート

①取組実績

取組目標：市が現在行っている情報提供の方法の検証
情報提供戦略に関する計画の策定

取組実績：

- 市が行った情報提供の方法
 - 広報しろい 広報しろい英語版 声の広報しろい ホームページ
 - S N S (Twitter、Instagram、Youtube、Facebook) メール配信サービス
 - 白井あいあいメール まち comi メール 自治会配布回覧
 - 防災無線・広報車による巡回 スマートフォンアプリ
- 情報提供計画を策定するため、情報提供計画策定委員会を2回開催した。
(別途取り組み項目あり)

②評価と今後の方針

【評価】

A:計画より進んでいる
B:計画どおり進んでいる
C:計画どおり進んでいない

【今後の方針】

ア:現状の計画のまま継続

イ:計画を見直して継続

(a):取組みの拡充・重点化 (b):取組みの縮小・統廃合
(c):手段の改善 (d):スケジュールの変更 (e):その他

ウ:その他

所管課	評価	B:計画どおり進んでいる	今後の方針	ア:現状の計画のまま継続
意見 具体的な今後の方針・ 課題・解決策など	市が行っている情報提供の方法の具体的な検証は困難であるが、市の情報の入手方法について、平成31年6月実施予定の住民意識調査の中で調査を行う予定である。 また、市民が必要とする情報や取得方法も様々であることから、多くの方法で情報提供することが必要である。			
行政経営改革審議会	評価		今後の方針	
意見 取組内容や今後の 方針に関する助言など				
行政経営戦略会議	評価		今後の方針	
意見 所管課・審議会の意見を 踏まえた「今後の方針」など				

	人づくり
●	仕組みづくり

●	新規
	見直し改善（拡充）
	継続（拡充）

基本方針 1 市民自治のまちづくり

3. 情報共有の徹底と可視化

- ① 広報や ICT（情報通信技術）を活用した情報提供の充実を図ります。

整理番号	1-3-①-2	項目名	広聴の充実			所管課	秘書課 関係各課		
これまでの取り組み	・ 市長への手紙などで市民から寄せられた意見の表題を 3 か月ごとにまとめて公表している。								
これからの取り組み	・ 市長への手紙などで市民から寄せられた意見について、意見の概要と市の対応結果を公表する。 ・ 市民から寄せられた意見を分析する方法について検討する。								
目的	・ 市民から市に寄せられた意見などの情報が市民間で共有され、効率化を図るため。								
目標時期	平成 30（2018）年度								
実施内容						実施スケジュール			
						平成 30(2018) 年度	平成 31(2019) 年度	平成 32(2020) 年度	
市民から寄せられた意見の公表方法に関する検討						→			
市民から寄せられた意見と市の対応結果の公表						→			
市民から寄せられた意見を分析する方法の検討						→			
新たな広聴方法の検討						→			
	目標					効果			
平成 30 (2018) 年 度	・ 市民から寄せられた意見の公表方法に関する検討					【市の効果】 ・ 市の業務が効率化される。 ・ より良い行政サービスを提供できる。 【市民の効果】 ・ より良い行政サービスを受けることができる。 ・ 自分以外の市民の意見を知ることができる。			
平成 31 (2019) 年 度	・ 市民から寄せられた意見と市の対応結果の公表 ・ 市民から寄せられた意見を分析する方法の検討 ・ 新たな広聴方法の検討								
平成 32 (2020) 年 度	・ 市民から寄せられた意見と市の対応結果の公表 ・ 市民から寄せられた意見を分析する方法の検討 ・ 新たな広聴方法の検討								

平成30年度 行政経営改革実施計画 進捗管理シート

①取組実績

取組目標:市民から寄せられた意見の公表方法に関する検討

取組実績:

- ・ H30.4 月～7 月 公表方法（公開基準やホームページへの掲載方法など）について、既に公表を行っている他市町村等の事例について情報収集。
- ・ H30.7 月～9 月 他市町村等の事例を参考に、公表方法案について課内で検討。
- ・ H30.9 月～10 月 公表方法案の検討結果を基に公表方法案の作成。
- ・ H30.10 月 公表方法の決定。

②評価と今後の方針

【評価】

- A:計画より進んでいる
- B:計画どおり進んでいる
- C:計画どおり進んでいない

【今後の方針】

ア:現状の計画のまま継続

イ:計画を見直して継続

- (a):取組みの拡充・重点化 (b):取組みの縮小・統廃合
- (c):手段の改善 (d):スケジュールの変更 (e):その他

ウ:その他

所管課	評価	B:計画どおり進んでいる	今後の方針	ア:現状の計画のまま継続
意見 具体的な今後の方針・課題・解決策など	公開の時期については、当該月（平成31年4月1日以後）受付分の処理（回答等）が全て完了した時点で整理し、翌月末までに市ホームページ及び情報公開コーナーで公開を行うため、5月中旬に公開する。 また、市民から寄せられた意見を分析する方法の検討や新たな広聴方法の検討について他市町村等の事例を参考に検討を進めていく。			
行政経営改革審議会	評価		今後の方針	
意見 取組内容や今後の方針に関する助言など				
行政経営戦略会議	評価		今後の方針	
意見 所管課・審議会の意見を踏まえた「今後の方針」など				

	人づくり
●	仕組みづくり

	新規
●	見直し改善（拡充）
	継続（拡充）

基本方針 1 市民自治のまちづくり

3. 情報共有の徹底と可視化

② 出前講座やワークショップなどを開催し、身近なところから情報の共有を進めます。

整理番号	1-3-②	項目名	市民との話し合いの方法の見直し			所管課	関係各課		
これまでの取り組み	・計画の策定に当たっては、市民を対象とするワークショップなどを開催し、市民の意見を把握し、計画に反映するように努めている。								
これからの取り組み	・自治会集会所などの市民が歩いて行ける距離で、説明会などを開催する。 ・各課の業務においてワールドカフェなどのワークショップによる話し合い方法を活用することで、市民が必要としている情報を把握し、各課の業務に活かす。 ・子供向けや高齢者向けなど世代や分野に応じた資料の作成など資料の作成を工夫する。								
目的	・市民が必要としている情報を市が把握するため。								
目標時期	平成 30（2018）年度								
実施内容						実施スケジュール			
						平成 30(2018)年度	平成 31(2019)年度		平成 32(2020)年度
市民が歩いて行ける距離での説明会などの開催						➡			
各課の業務におけるワークショップによる話し合い方法の活用						➡			
世代や分野に応じた資料の作成						➡			
	目標					効果			
平成 30 (2018) 年 度	・市民が歩いて行ける距離での説明会などの開催 ・各課の業務におけるワークショップによる話し合い方法の活用 ・世代や分野に応じた資料の作成					【市の効果】 ・より身近な距離で市民に情報を直接伝えられる。 【市民の効果】 ・市の情報を知る機会が増える。 ・わかりやすい市の情報を知ることができる。			
平成 31 (2019) 年 度	・市民が歩いて行ける距離での説明会などの開催 ・各課の業務におけるワークショップによる話し合い方法の活用 ・世代や分野に応じた資料の作成								
平成 32 (2020) 年 度	・市民が歩いて行ける距離での説明会などの開催 ・各課の業務におけるワークショップによる話し合い方法の活用 ・世代や分野に応じた資料の作成								

平成30年度 行政経営改革実施計画 進捗管理シート

①取組実績

取組目標:

取組実績:

各課の計画策定などに当たっては、ワークショップが積極的に実施されるとともに、説明会においても、ゲームの活用を検討するなど、市民との話し合いの方法の見直しのため工夫を行っているところであるが、所管課を定めなかったことから、具体的な評価ができない状態である。

②評価と今後の方針

【評価】

- A:計画より進んでいる
- B:計画どおり進んでいる
- C:計画どおり進んでいない

【今後の方針】

ア:現状の計画のまま継続

イ:計画を見直して継続

- (a):取組みの拡充・重点化
- (b):取組みの縮小・統廃合
- (c):手段の改善
- (d):スケジュールの変更
- (e):その他

ウ:その他

所管課	評価	C:計画どおり進んでいない	今後の方針	ウ:その他
意見 具体的な今後の方針・課題・解決策など	具体的な評価を行うために、計画の取組内容を見直す、又は指標を定めることとしたい。			
行政経営改革審議会	評価		今後の方針	
意見 取組内容や今後の方針に関する助言など				
行政経営戦略会議	評価		今後の方針	
意見 所管課・審議会の意見を踏まえた「今後の方針」など				

	人づくり
●	仕組みづくり

	新規
●	見直し改善（拡充）
	継続（拡充）

基本方針 1 市民自治のまちづくり

3. 情報共有の徹底と可視化

③ 行政課題を抱える市民に対して、地域に関する情報をわかりやすく提供します。

整理番号	1-3-③	項目名	社会福祉協議会、地区社会福祉協議会などとの更なる連携に向けた協議	所管課	社会福祉課・健康課 高齢者福祉課・保育課 子育て支援課
これまでの取り組み	- 各小学校区に地域住民が主体となり組織された任意団体の地区社会福祉協議会が設置されており、社会福祉協議会との連携により、地域の福祉課題やニーズを捉えた具体的な福祉事業を展開している。 - 民生委員児童委員や福祉分野の各種委員などが市と連携して地域で活動している。				
これからの取り組み	子育て、健康、介護や経済的な行政課題を抱える市民に的確に支援するため、市と社会福祉協議会、地区社会福祉協議会や民生委員児童委員、福祉分野の各種委員などとの様々な協議の場で、情報共有や連携を進める。				
目的	子育て、健康、介護や経済的な行政課題を抱える市民に情報提供することで、必要に応じた支援に結び付けるため。				
目標時期	平成 30（2018）年度				
実施内容		実施スケジュール			
		平成 30(2018)年度	平成 31(2019)年度	平成 32(2020)年度	
協議の場で情報共有や連携の充実					→
	目標	効果			
平成 30 (2018) 年 度	社会福祉協議会、地区社会福祉協議会などとの協議の場で、情報共有や連携の充実を図る。	【市の効果】 - 行政課題を抱える市民に支援などの情報が伝わる。 - 地域で行政課題を抱える市民を知ることができる。 【市民の効果】 - 地域の相談窓口や市の相談窓口を知ることができる。			
平成 31 (2019) 年 度	社会福祉協議会、地区社会福祉協議会などとの協議の場で、情報共有や連携の充実を図る。				
平成 32 (2020) 年 度	社会福祉協議会、地区社会福祉協議会などとの協議の場で、情報共有や連携の充実を図る。				

平成30年度 行政経営改革実施計画 進捗管理シート

①取組実績

取組目標:

- ・ 社会福祉協議会、地区社会福祉協議会などとの協議の場で、情報共有や連携の充実を図る。

取組実績:

- ・ 多様な主体による見守り・助け合いの活動の創出を支援する生活支援サービス体制整備事業を社会福祉協議会に委託をしており、運営や市民への周知について協議を行なっている。また、同事業において定期的に開催している「ふれあい会議」で、民生委員児童委員や地区社会福祉協議会推進員等と連携協議しているほか、取り組みの内容をレポートとしてふれあい会議の参加者への配布やホームページへ掲載するなどしている。
- ・ 保険年金課、高齢者福祉課、地域包括支援センター専門職に加えて、社会福祉協議会生活支援コーディネーターが参加する地域ケア推進会議を開催し、地域の課題を抽出、共有することが出来た。
- ・ 地区担当保健師が、地区社会福祉協議会の総会や定例会に出席し、地域の人たちとそれぞれの課題や取り組みを共有するとともに、健康の課題を抱える市民への支援や地域ぐるみで健康づくりを行うことについて連携を依頼した。
- ・ 運動習慣の獲得により将来の生活習慣病予防や介護予防等につなげる取り組みとして、子どもや子育て世代を主な対象とした体操を作成し、地区社会福祉協議会や民生委員児童委員、市民団体等の協力を得て地域住民の集まる場(会議、イベント等)で、体操の周知と共に運動習慣の大切さについての啓発活動を実施した。

②評価と今後の方針

【評価】

- A:計画より進んでいる
B:計画どおり進んでいる
C:計画どおり進んでいない

【今後の方針】

ア:現状の計画のまま継続

イ:計画を見直して継続

- (a):取組みの拡充・重点化 (b):取組みの縮小・統廃合
(c):手段の改善 (d):スケジュールの変更 (e):その他

ウ:その他

所管課	評価	B:計画どおり進んでいる	今後の方針	ア:現状の計画のまま継続
意見 具体的な今後の方針・ 課題・解決策など	今後においても、様々な会議の場などで情報共有など行っていく。 また、課題解決への検討など連携の充実を図り、平成30年度と同様の取り組みを行っていく。			
行政経営改革審議会	評価		今後の方針	
意見 取組内容や今後の 方針に関する助言など				
行政経営戦略会議	評価		今後の方針	
意見 所管課・審議会の意見を 踏まえた「今後の方針」など				

	人づくり	●	新規
●	仕組みづくり		見直し改善（拡充）
			継続（拡充）

基本方針 1 市民自治のまちづくり

3. 情報共有の徹底と可視化

- ④ 課題の解決のためだけでなく、日頃から部局横断的に職員が話し合える場をつくります。

整理番号	1-3-④	項目名	職員間の情報共有	所管課	総務課 情報管理課
これまでの取り組み	- 職員が、日頃から部局横断的に話し合う機会が少ない。 - 市は、各課の照会などの庁内の情報はパソコンを利用した庁内のイントラネットを活用して、処理しているが、庁内の情報が職員間で共有されていない。 - 市は、平成 29（2017）年度に職員の声を業務に反映する制度であるプライベートコメントを創設したが、利用はまだ少ない。				
これからの取り組み	- 職員が、部局横断的に話し合う機会として、職員間の情報共有の場を設ける。 - 各課の講座やイベント情報を庁内のイントラネットに掲載するとともに、結果を報告することで、イントラネットの活用による庁内の情報共有を徹底する。				
目的	・類似する事業との連携や事務の効率化を図るため。				
目標時期	平成 30（2018）年度				
実施内容		実施スケジュール			
		平成 30(2018) 年度	平成 31(2019) 年度	平成 32(2020) 年度	
職員間の情報共有の場の検討と情報共有					
イントラネットの活用による職員間の情報共有					
イントラネットの機能・運用方法の調査及び見直し					
	目標	効果			
平成 30 (2018) 年 度	- 職員間の情報共有の場の検討と設置 - イントラネットの活用による職員間の情報共有 - イントラネットの機能・運用方法の要望を各課から調査	【市の効果】 - 職員間で情報共有することで、事業との連携や事務の効率化が図られる。 【市民の効果】 - どの職員からも良い行政サービスが受けられるようになる。			
平成 31 (2019) 年 度	- 職員間の情報共有の場を活用した情報共有 - イントラネットの活用による職員間の情報共有 - 調査結果を基に各課の要望を実現するための機能・運用方法の見直し				
平成 32 (2020) 年 度	- 職員間の情報共有の場を活用した情報共有 - イントラネットの活用による職員間の情報共有				

平成30年度 行政経営改革実施計画 進捗管理シート

①取組実績

取組目標：・職員間の情報共有の場の検討と設置
・イントラネットの活用による職員間の情報共有
・イントラネットの機能・運用方法の要望を各課から調査

取組実績：

取組実績：

- ・「職員間の情報共有の場の検討と設置」
 - ・新たな情報共有の場を設置していないが、部内での情報共有、業務における他課との連携、情報共有の必要性を認識し、自発的に情報共有や打ち合わせの場がもたれた（部課長会議、部内会議、連絡調整会議）
- ・「イントラネットの活用による職員間の情報共有」
 - ・市では業務の効率化と職員間の情報共有の場として、庁内情報システム（イントラネット）の導入を行っている。
 - ・2017年9月にイントラネットを新システムへと移行した際、旧システムで活用されていた回覧板（職員間のメール的機能）、業務に活用できるファイルや各種様式等を共有する電子書庫機能について新システムへ引き継ぐと共に、電子会議室機能やプライベートコメント機能（職員間のアンケート機能）等、職員同士の情報共有を促すツールの導入を行った。
 - ・また、部局横断的にファイル共有を行う「全庁共有フォルダ」に加え、申請した職員のみがアクセスする事が可能な「任意フォルダ」を用意し、部局を超えた検討委員会等でも機密性を保持したうえで情報共有が行なえる環境を整備している。
プライベートコメント機能については、活発な利用が行なわれており、利用数も伸びている。
- ・「イントラネットの機能・運用方法の要望を各課から調査」
 - ・イントラネット機能に対する要望を随時職員から吸い上げ、イントラネットの開発会社職員へ改修の希望を出している。
 - ・平成30年度における要望のうち、情報共有を円滑にする事を目的とした要望については、今後機能や運用方法の見直しを行う際の参考とする。

②評価と今後の方針

【評価】

A:計画より進んでいる
B:計画どおり進んでいる
C:計画どおり進んでいない

【今後の方針】

ア:現状の計画のまま継続
イ:計画を見直して継続
(a):取組みの拡充・重点化 (b):取組みの縮小・統廃合
(c):手段の改善 (d):スケジュールの変更 (e):その他
ウ:その他

所管課	評価	B:計画どおり進んでいる	今後の方針	ア:現状の計画のまま継続
意見 具体的な今後の方針・課題・解決策など	イントラネットの機能・運用方法の調査を引き続き継続していくとともに、プライベートコメントの活用をさらに推進していく。			
行政経営改革審議会	評価		今後の方針	
意見 取組内容や今後の方針に関する助言など				
行政経営戦略会議	評価		今後の方針	
意見 所管課・審議会の意見を踏まえた「今後の方針」など				

	新規
	見直し改善（拡充）
●	継続（拡充）

基本方針 2 自立した行財政運営

1. 効率的な行政組織の構築

- ① 行政組織の細分化、専門化を見直し、統廃合することにより、行政組織の効率化・スリム化を進めます。

整理番号	2-1-①	項目名	行政組織の見直し			所管課	総務課	
これまでの取り組み	・市は、限られた職員数で多様化する行政課題及び市民ニーズに対して迅速、柔軟に対応するとともに将来を見据えた持続可能な行政運営を図っている。 (平成 30 (2018) 年度に部の再編を中心とした全体的な行政組織の見直しを実施)							
これからの取り組み	・人口減少や職員の定員管理等を踏まえ、課の統合等を含めた再編を継続的に検討、実施する。 ・必要に応じ、課題解決、プロジェクト実施のための行政組織（課又は室）を期間限定で設置できる体制を検討する。							
目的	・効率的・効果的な行政組織体制を構築するため。							
目標時期	随時							
実施内容						実施スケジュール		
						平成 30(2018)年度	平成 31(2019)年度	平成 32(2020)年度
行政組織の見直しの検討・実施						→		
課題解決、プロジェクト実施のための行政組織を期間限定で設置できる体制の検討						→		
	目標					効果		
平成 30 (2018) 年 度	・行政組織の見直しの検討・実施 ・課題解決、プロジェクト実施のための行政組織を期間限定で設置できる体制の検討					【市の効果】 ・各課におけるマンパワーが強化される。 ・組織を柔軟に配置できる。 【市民の効果】 ・市民ニーズに対して、より迅速、柔軟に対応できるようになる。		
平成 31 (2019) 年 度	・行政組織の見直しの検討・実施 ・課題解決、プロジェクト実施のための行政組織を期間限定で設置できる体制の検討							
平成 32 (2020) 年 度	・行政組織の見直しの検討・実施 ・課題解決、プロジェクト実施のための行政組織を期間限定で設置できる体制の検討							

平成30年度 行政経営改革実施計画 進捗管理シート

①取組実績

取組目標:行政組織の見直しの検討・実施

取組実績:

- ・行政組織については、平成29年度に作成した「白井市行政組織再編基本方針」に基づき、限られた職員数で多様化する行政課題等に柔軟かつ的確に対応できる組織の構築を目指し、平成30年度から各部長を委員とした「白井市行政組織再編検討委員会」を設置し、市の財政状況及び職員数など将来的な展望を踏まえ、平成32年度までに28課までとする目標値を定めた。
- ・平成31年度組織については、総務部及び企画財政部を中心に、組織の効率化とスリム化とともに職員の有効活用を図ること、また公共施設等の老朽化対策への横断的な組織の構築を図ることを重点ポイントとして、組織の見直しの見直しを行い、34課あった組織数が31課となった。
- ・また、組織の見直し（統廃合）と併せて、組織体制の見直しを行い、現在のスタッフ制では、職員それぞれが担当業務を持つことによる事務量の偏り、担当任せによるチェック機能の甘さ、責任の所在が不明瞭など見受けられるようになったことから、長としての責任感を意識付けさせることやチェック機能の強化、将来の管理職となる人材の育成などから、係制へ移行することとした。ただし、すぐに係制へ移行するには課題も多く、平成31年度は一部導入とし、課題等を整理したうえで平成32年度からの導入を目指すこととした。

取組目標:

- ・課題解決、プロジェクト実施のための行政組織を期間限定で設置できる体制の検討

取組実績:

- ・期間限定ではないが、課題解決、プロジェクト実施のための組織としては平成31年度より「管財契約課」を廃止し、業務を整理したうえで、「公共施設マネジメント課」を創設した。

②評価と今後の方針

【評価】

- A:計画より進んでいる
B:計画どおり進んでいる
C:計画どおり進んでいない

【今後の方針】

ア:現状の計画のまま継続

イ:計画を見直して継続

- (a):取組みの拡充・重点化 (b):取組みの縮小・統廃合
(c):手段の改善 (d):スケジュールの変更 (e):その他

ウ:その他

所管課	評価	B:計画どおり進んでいる	今後の方針	ア:現状の計画のまま継続
意見 具体的な今後の方針・ 課題・解決策など		・引き続き市の将来的展望及び市民ニーズへの柔軟かつ的確な対応が可能な組織の再編を進めるとともに、係制移行に向けた調査研究等を進める。 ・組織の再編（統廃合）を進めている中、新規に設置することは難しいが、真に必要な場合のみ期間を明らかにした上で設置することとする。		
行政経営改革審議会	評価		今後の方針	
意見 取組内容や今後の 方針に関する助言など				
行政経営戦略会議	評価		今後の方針	
意見 所管課・審議会の意見を 踏まえた「今後の方針」など				

	新規
	見直し改善（拡充）
●	継続（拡充）

基本方針 2 自立した行財政運営

1. 効率的な行政組織の構築

- ② 突発的に発生する行政課題にも機動的に対応できる柔軟な行政組織づくりと危機管理体制の強化に取り組めます。また、部局横断的に行政課題を解決するためにプロジェクトチーム制度を導入します。

整理番号	2-1-②	項目名	プロジェクトチーム制度の活用			所管課	総務課 行政経営改革課		
これまでの取り組み	・市では、これまで各種計画などの策定に当たっては、庁内検討委員会を設置するなどしてきたが、部局横断的な行政課題の解決に積極的に取り組む仕組みがなかった。								
これからの取り組み	・複数課にまたがる課題を検討する場合など、なかなか進展しない業務等について、平成 29（2017）年度に創設したプロジェクトチーム制度を活用して、行政課題を解決する。								
目的	・行政課題に効率的かつ横断的に対応し、解決を図るため。								
目標時期	随時								
実施内容						実施スケジュール			
						平成 30(2018) 年度	平成 31(2019) 年度		平成 32(2020) 年度
プロジェクトチーム制度の活用による行政課題の解決									
	目標					効果			
平成 30 (2018) 年 度	・行政課題に応じたプロジェクトチームの設置					【市の効果】 ・行政課題に対して、積極的に解決が図られる。 【市民の効果】 ・どの課にも該当しない課題が解決する。 ・縦割り行政が解消される。			
平成 31 (2019) 年 度	・行政課題に応じたプロジェクトチームの設置								
平成 32 (2020) 年 度	・行政課題に応じたプロジェクトチームの設置								

平成30年度 行政経営改革実施計画 進捗管理シート

①取組実績

取組目標：行政課題に応じたプロジェクトチームの設置

取組実績：白井市プロジェクトチームの設置及び運営に関する規程に基づき、以下の5つのプロジェクトチーム（以下、「PT」という。）を設置した。

- 【名称】公共施設劣化状況評価PT
- 【設置期間】平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 【メンバー】4人
- 【設置目的】職員（一級建築士）により、公共施設の劣化状況評価を実施するため
- 【活動内容】公共施設の劣化状況評価を実施、包括委託業務の検討
- 【名称】未収金徴収の一元化PT
- 【設置期間】平成30年5月10日から平成31年2月28日まで 【メンバー】6人
- 【設置目的】租税以外の公課（地自法第231条の3に定めるもの。）の未収金徴収の一元化を図るため。
- 【活動内容】徴収一元化債権、徴収一元化が困難な債権の取扱い
- 【名称】みどりと歴史文化の魅力づくり事業に係るナゾトキウォーキングPT
- 【設置期間】平成30年6月13日から平成31年3月31日まで 【メンバー】5人
- 【設置目的】白井市第五次総合計画における重点戦略に位置する「みどりと歴史文化の魅力づくり事業」を成功させるため。
- 【活動内容】ナゾトキウォーキング Vol.1 ～ナッシー号マンを探せ！～ を平成30年10月27日(土)に開催。
(125名参加)
- 【名称】職員のあるべき姿作成PT
- 【設置期間】平成30年12月25日から平成31年3月29日まで 【メンバー】9人
- 【設置目的】白井市人材育成基本方針を改定する前段階として、職員のあるべき姿を職員自らが検討・作成するため。
- 【活動内容】職員のあるべき姿を検討、作成し、市長に提言する
- 【名称】ムダ撲滅PT
- 【設置期間】平成29年6月7日から平成31年3月31日まで 【メンバー】7人
- 【設置目的】行政のムダを撲滅するため。
- 【活動内容】ムダ撲滅会議（年6回程度）

②評価と今後の方針

【評価】

- A:計画より進んでいる
- B:計画どおり進んでいる
- C:計画どおり進んでいない

【今後の方針】

- ア:現状の計画のまま継続
- イ:計画を見直して継続
 - (a):取組みの拡充・重点化 (b):取組みの縮小・統廃合
 - (c):手段の改善 (d):スケジュールの変更 (e):その他
- ウ:その他

所管課	評価	B:計画どおり進んでいる	今後の方針	ア:現状の計画のまま継続
意見 具体的な今後の方針・課題・解決策など	平成31年度は、平成30年度に引続き、みどりと歴史文化の魅力づくり事業に係るナゾトキウォーキングPT、職員のあるべき姿作成PT、ムダ撲滅PTを設置する予定である。今後は、PTメンバーに対する評価や、業務負担（通常業務の兼ね合い）について検討し、より円滑な活動とすることを目標とする。			
行政経営改革審議会	評価		今後の方針	
意見 取組内容や今後の方針に関する助言など				
行政経営戦略会議	評価		今後の方針	
意見 所管課・審議会の意見を踏まえた「今後の方針」など				

●	新規
	見直し改善（拡充）
	継続（拡充）

基本方針 2 自立した行財政運営

1. 効率的な行政組織の構築

③ ICT（情報通信技術）などを活用して情報をしっかり整理し、行政組織内の情報共有を徹底します

整理番号	2-1-③	項目名	情報提供戦略に関する計画の策定	所管課	情報管理課・総務課 しろいの魅力発信課 関係各課	
これまでの取り組み	・ 庁内情報システムを利用して、各課への照会等を行っている。 ・ デジタルデータは、サーバの保管を徹底している。 ・ 白井市セキュリティポリシーを定め、個人情報の取扱いに関する管理は徹底しているが、情報提供戦略に関する計画はない。					
これからの取り組み	・ 審議会等により、市の情報提供戦略に関する計画を策定し、行政組織の情報共有を徹底する。 ・ 市が提供したい、市民が必要とする情報を市民に確実に伝えるための方法について検討し、実施する。					
目的	・ 情報提供戦略に関する計画を策定し、行政組織の情報共有を徹底することで、市民が必要とする情報を市民に確実に情報を伝えるため。					
目標時期	平成 32（2020）年度					
実施内容				実施スケジュール		
				平成 30(2018) 年度	平成 31(2019) 年度	平成 32(2020) 年度
情報提供戦略に関する内部調査						
情報提供戦略に関する計画の策定						
情報提供戦略に関する計画に基づく行政組織内の情報共有の実施						
	目標			効果		
平成 30 (2018) 年 度	・ 市内部の現状と今後の展望に関する調査 ・ 情報提供戦略に関する計画の策定作業 ・ 審議会等の設置・開催			【市の効果】 ・ 市の情報管理がより強固になる。 ・ 行政内部の情報を調べやすくなるため、本来業務の効率化が図られる。 ・ 市が市民に提供したい情報が確実に伝わる。 【市民の効果】 ・ 市民が必要とする市の情報を確実に入手できる。		
平成 31 (2019) 年 度	・ 審議会等の開催 ・ 情報提供戦略に関する計画の策定					
平成 32 (2020) 年 度	・ 情報提供戦略に関する計画に基づく行政組織内の情報共有の実施					

平成30年度 行政経営改革実施計画 進捗管理シート

①取組実績

取組目標：市内部の現状と今後の展望に関する調査
情報提供戦略に関する計画の策定作業
審議会等の設置・開催

取組実績：

- 「情報提供戦略に関する計画の策定作業」、「審議会等の設置・開催」について
 - ・白井市情報提供計画策定委員会（学識経験者3名、市民公募3名）を設置し、平成30年11月13日に委嘱状交付式及び第1回会議の開催を、平成31年2月12日に第2回会議を開催した。
 - ・第1回会議において白井市の現状と計画の概要について説明を行い、第2回会議では計画に係る市民アンケートの実施について議論を行った。なお学識経験者の内1名は、総務省が行なっている地域情報化アドバイザー制度を利用している。
- 「市内部の現状と今後の展望に関する調査」について
 - ・過去の統計調査、現在各課で行っている情報発信について確認を行い、委員会の資料とした。
 - ・今後の展望に関する調査について、年度中にアンケートの実施を予定していたが、第2回会議において多くの委員から計画の内容をより明確にしたうえで設問を作成するべきと意見があり、スケジュールの見直しを行っている。

②評価と今後の方針

【評価】

- A:計画より進んでいる
B:計画どおり進んでいる
C:計画どおり進んでいない

【今後の方針】

- ア:現状の計画のまま継続
イ:計画を見直して継続
(a):取組みの拡充・重点化 (b):取組みの縮小・統廃合
(c):手段の改善 (d):スケジュールの変更 (e):その他
ウ:その他

所管課	評価	C:計画どおり進んでいない	今後の方針	イ:計画を見直して継続(d)
意見 具体的な今後の方針・課題・解決策など	①情報提供計画について市の方針を明確にしたうえで市民アンケートを実施し、アンケート結果が市の方針と一致しているか、市が想定していない要望がないか確認を行い、計画へ反映させる。 ②アンケート実施後のスケジュール調整を行い、当初の計画どおり平成31年度中の計画策定を目指す。			
行政経営改革審議会	評価		今後の方針	
意見 取組内容や今後の方針に関する助言など				
行政経営戦略会議	評価		今後の方針	
意見 所管課・審議会の意見を踏まえた「今後の方針」など				

	新規
●	見直し改善（拡充）
	継続（拡充）

基本方針 2 自立した行財政運営

2. 多様な人材の育成と確保

- ① 「白井市職員のあるべき姿」を職員自らが作成した上で、「人材育成基本方針」を見直します。

整理番号	2-2-①	項目名	人材育成基本方針の見直し			所管課	総務課
これまでの取り組み	・市は、「人材育成基本方針」を策定しているが、「白井市職員のあるべき姿」がなく、一般論となっていることから、職員に浸透していない。 ・平成 26（2014）年に実施した住民意識調査において、市民が求める職員像の調査を行っている。						
これからの取り組み	・職員のプロジェクトチーム等を設置し、住民意識調査の結果等を踏まえ「白井市職員のあるべき姿」を作成し、「人材育成基本方針」の見直しを行う。						
目的	・職員としてより一層の意識の向上を図るため。						
目標時期	平成 31（2019）年度						
実施内容						実施スケジュール	
						平成 30(2018)年度	平成 31(2019)年度
「白井市職員のあるべき姿」の作成							
「人材育成基本方針」の見直し							
	目標			効果			
平成 30 (2018) 年 度	・職員のプロジェクトチーム等を設置し「白井市職員のあるべき姿」の作成			【市の効果】 ・白井市職員のあるべき姿に即した職員が増える。 【市民の効果】 ・市民が求める職員像に即した職員が増える。 ・行政サービスが向上する。			
平成 31 (2019) 年 度	・「人材育成基本方針」の見直し						
平成 32 (2020) 年 度							

平成30年度 行政経営改革実施計画 進捗管理シート

①取組実績

取組目標:職員のプロジェクトチーム等を設置し「白井市職員のあるべき姿」の作成

取組実績:

- ・平成30年12月に白井市職員のあるべき姿作成プロジェクトチームを設置し、「白井市職員のあるべき姿」の作成については、プロジェクトチームメンバーの意見を主とするのではなく、職員一人ひとりの考えや感じていることも取り入れたいとの考えからイントラネットのプライベートコメントを利用し「あるべき姿」に関する意見を徴取した。
- ・職員からの意見及びプロジェクトチームメンバーの意見を踏まえ、現在「あるべき姿」作成に向けて調整中。
- ・引き続きプロジェクトチームによる検討・調整をし、令和元年6月頃決定する予定。

②評価と今後の方針

【評価】

- A:計画より進んでいる
B:計画どおり進んでいる
C:計画どおり進んでいない

【今後の方針】

ア:現状の計画のまま継続

イ:計画を見直して継続

- (a):取組みの拡充・重点化 (b):取組みの縮小・統廃合
(c):手段の改善 (d):スケジュールの変更 (e):その他

ウ:その他

所管課	評価	C:計画どおり進んでいない	今後の方針	イ:計画を見直して継続(d)
意見 具体的な今後の方針・課題・解決策など	計画では「職員のあるべき姿」の作成を平成30年度中としていたが、決定に至っていないことから、平成31年度は引き続き「あるべき姿」の作成をし、その後人材育成基本方針の見直しを行う。			
行政経営改革審議会	評価		今後の方針	
意見 取組内容や今後の方針に関する助言など				
行政経営戦略会議	評価		今後の方針	
意見 所管課・審議会の意見を踏まえた「今後の方針」など				

	新規
●	見直し改善（拡充）
	継続（拡充）

基本方針２ 自立した行財政運営

2. 多様な人材の育成と確保

- ② 職員一人ひとりの能力や意欲を最大限に発揮するため、「人材育成基本方針」に基づく研修等により計画的に人材を育成し、適材適所の人事配置を進めます。

整理番号	2-2-②	項目名	適材適所な人事配置			所管課	総務課	
これまでの取り組み	・市は、「人材育成基本方針」に基づき、階層別研修を実施し、各研修機関等への派遣を行っている。 ・市は、各課等における業務、人事意向調査等を総合的に勘案し、人事配置を行っている。							
これからの取り組み	・見直した「人材育成基本方針」に基づき研修等を行い、専門性の高い職員の育成につなげることで、更なる適材適所の人事配置を行っていく。 ・現行の制度に固執せず、職員一人ひとりの能力や意欲を最大限に発揮できるような新たな人事制度について、情報収集、検討を行う。							
目的	・適材適所の人事配置を行うことで、職員の能力や意欲を最大限発揮させるため。							
目標時期	随時							
実施内容						実施スケジュール		
						平成 30(2018)年度	平成 31(2019)年度	平成 32(2020)年度
「人材育成基本方針」の見直し								
「人材育成基本方針」に基づく研修の実施								
適材適所な人事配置								
新たな人事制度の情報収集、検討								
	目標					効果		
平成 30 (2018) 年 度	・適材適所な人事配置 ・新たな人事制度の情報収集、検討					【市の効果】 ・能力や意欲を最大限発揮する職員が増える。 【市民の効果】 ・行政サービスが向上する。		
平成 31 (2019) 年 度	・「人材育成基本方針」の見直し ・適材適所な人事配置 ・新たな人事制度の情報収集、検討							
平成 32 (2020) 年 度	・「人材育成基本方針」に基づく研修の実施 ・新たな人事制度の情報収集、検討							

平成30年度 行政経営改革実施計画 進捗管理シート

①取組実績

取組目標：・適材適所な人事配置
・新たな人事制度の情報収集、検討

取組実績：

- ・各課等における業務、人事意向調査、所属長への人事ヒアリング、保有免許・資格等業務における専門性（知識及び経験等）を総合的に勘案し、適材適所となるよう人事配置を行った
- ・プロジェクトチーム制度により、横断的な行政課題に対し課の枠組みを超えて職員の能力が発揮された
 - * プロジェクトチーム名
 - ・公共施設劣化調査状況評価
 - ・未収金徴収の一元化
 - ・みどりと歴史文化の魅力づくり事業に係るナゾトキウォーク
 - ・職員のあるべき姿作成
- ・白井市小学校区まちづくり支援職員制度の創設により、市民主体の共助のまちづくりをサポートするための職員を所属や職務経験を問わず募ることにより職員の意欲が活かされた
- ・新たな人事制度の情報収集、検討については、引き続き行う

②評価と今後の方針

【評価】

- A:計画より進んでいる
B:計画どおり進んでいる
C:計画どおり進んでいない

【今後の方針】

ア:現状の計画のまま継続

イ:計画を見直して継続

- (a):取組みの拡充・重点化 (b):取組みの縮小・統廃合
(c):手段の改善 (d):スケジュールの変更 (e):その他

ウ:その他

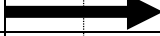
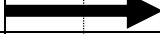
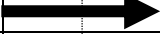
所管課	評価	B:計画どおり進んでいる	今後の方針	ア：現状の計画のまま継続
意見 具体的な今後の方針・課題・解決策など	適材適所な人材配置は概ね計画どおり進んでいる。新たな人事制度の情報収集、検討については引き続き行う。			
行政経営改革審議会	評価		今後の方針	
意見 取組内容や今後の方針に関する助言など				
行政経営戦略会議	評価		今後の方針	
意見 所管課・審議会の意見を踏まえた「今後の方針」など				

●	新規
	見直し改善（拡充）
	継続（拡充）

基本方針 2 自立した行財政運営

2. 多様な人材の育成と確保

③ 現場を重視する職員を育成し、職員の現場主義を徹底します。

整理番号	2-2-③	項目名	現場主義職員の育成	所管課	総務課
これまでの取り組み	・市は、「人材育成基本方針」において、職員の現場主義を定めておらず、また、現場主義職員を育成していない。				
これからの取り組み	・今後見直しを予定している「人材育成基本方針」において現場主義職員の育成についての取り組み内容の検討を行う。				
目的	・現場主義を徹底することで、市の現状や市民のニーズを的確に把握し、市の業務の改善を図ることができる職員を育成するため。				
目標時期	随時				
実施内容			実施スケジュール		
			平成 30(2018)年度	平成 31(2019)年度	平成 32(2020)年度
「人材育成基本方針」の見直し					
現場主義職員の育成の検討					
現場主義職員の育成					
目標		効果			
平成 30 (2018) 年 度		【市の効果】 ・市の現状や市民のニーズを的確に把握し、市の業務の改善を図ることができる職員が増える。 【市民の効果】 ・市民ニーズが市政に反映される。 ・行政サービスが向上する。			
平成 31 (2019) 年 度	・「人材育成基本方針」の見直し ・現場主義職員の育成の検討				
平成 32 (2020) 年 度	・現場主義職員の育成の実施				

平成30年度 行政経営改革実施計画 進捗管理シート

①取組実績

取組目標：
取組実績：

※計画上、平成30年度取組項目なし

②評価と今後の方針

【評価】

A:計画より進んでいる
B:計画どおり進んでいる
C:計画どおり進んでいない

【今後の方針】

ア:現状の計画のまま継続

イ:計画を見直して継続

(a):取組みの拡充・重点化 (b):取組みの縮小・統廃合
(c):手段の改善 (d):スケジュールの変更 (e):その他

ウ:その他

所管課	評価	今後の方針
意見 具体的な今後の方針・ 課題・解決策など		
行政経営改革審議会	評価	今後の方針
意見 取組内容や今後の 方針に関する助言など		
行政経営戦略会議	評価	今後の方針
意見 所管課・審議会の意見を 踏まえた「今後の方針」など		

●	新規
	見直し改善（拡充）
	継続（拡充）

基本方針 2 自立した行財政運営

2. 多様な人材の育成と確保

- ④ 職員が地域と市民に貢献しようとする意識を醸成するため、職員が地域の活動に参加しやすい仕組みを検討し、推進します。

整理番号	2-2-④	項目名	職員が地域活動に参加しやすい仕組みの検討・推進	所管課	総務課
これまでの取り組み	・具体的な取り組み事項はない。				
これからの取り組み	・今後見直しを予定している「人材育成基本方針」において、職員が「地域の活動」に参加しやすい仕組みの検討・推進についての取り組み内容の検討を行う。				
目的	・職員が地域の活動や市民と関わることで、地域の現状、課題を把握した上で業務に取り組めるようになるため。				
目標時期	平成 32（2020）年度				
実施内容			実施スケジュール		
			平成 30(2018)年度	平成 31(2019)年度	平成 32(2020)年度
「人材育成基本方針」の見直し				→	
地域の活動に参加しやすい仕組みの検討				→	
地域の活動に参加しやすい仕組みの推進					→
目標			効果		
平成 30 (2018) 年 度	・「人材育成基本方針」の見直し ・地域の活動に参加しやすい仕組みの検討 ・地域の活動に参加しやすい仕組みの推進		【市の効果】 ・地域の活動に参加する職員が増える。 【市民の効果】 ・市民ニーズが市政に反映される。 ・地域の活動が活発になる。 ・地域の活動の課題が解決する。		
平成 31 (2019) 年 度					
平成 32 (2020) 年 度					

平成30年度 行政経営改革実施計画 進捗管理シート

①取組実績

取組目標:

取組実績:

※計画上、平成30年度取組項目なし

②評価と今後の方針

【評価】

- A:計画より進んでいる
- B:計画どおり進んでいる
- C:計画どおり進んでいない

【今後の方針】

ア:現状の計画のまま継続

イ:計画を見直して継続

- (a):取組みの拡充・重点化
- (b):取組みの縮小・統廃合
- (c):手段の改善
- (d):スケジュールの変更
- (e):その他

ウ:その他

所管課	評価	今後の方針
意見 具体的な今後の方針・ 課題・解決策など		
行政経営改革審議会	評価	今後の方針
意見 取組内容や今後の 方針に関する助言など		
行政経営戦略会議	評価	今後の方針
意見 所管課・審議会の意見を 踏まえた「今後の方針」など		

	新規
●	見直し改善（拡充）
	継続（拡充）

基本方針 2 自立した行財政運営

2. 多様な人材の育成と確保

⑤ 職員採用にあたっては、豊富な経験、専門的な知識を持った人材の積極的な確保に取り組みます。

整理番号	2-2-⑤	項目名	人材の積極的な確保			所管課	総務課	
これまでの取り組み	・市は、専門的な知識を持った人材として、任期付短時間勤務職員を採用している。 ・市は、新規採用職員についても、年齢で区分し新卒者に限定せず採用している。							
これからの取り組み	・引き続き、任期付短時間勤務職員の採用や、新卒者に限定しない新規採用職員の採用を行い、人材の確保を行う。 ・職員の年齢構成等も踏まえ、即戦力となる社会人経験者枠による職員採用を行う。							
目的	・豊富な知識、専門的な知識を持った人材を確保し、多様な行政運営を図るため。							
目標時期	平成 32（2020）年度							
実施内容						実施スケジュール		
						平成 30(2018)年度	平成 31(2019)年度	平成 32(2020)年度
豊富な知識、専門的な知識を持った人材の積極的な確保								
社会人経験者枠による職員採用の検討								
社会人経験者枠による職員採用試験の実施								
社会人経験者枠による職員の採用								
	目標			効果				
平成 30（2018）年度	・豊富な知識、専門的な知識を持った人材の積極的な確保 ・社会人経験者枠による職員採用の検討			【市の効果】 ・豊富な知識、専門的な知識を持った人材が増える。 【市民の効果】 ・市職員として働きたい社会人が、市職員として即戦力として活躍できる。 ・豊富な知識、専門的な知識を持った職員の対応を受けることができる。				
平成 31（2019）年度	・豊富な知識、専門的な知識を持った人材の積極的な確保 ・社会人経験者枠による職員採用試験の実施							
平成 32（2020）年度	・豊富な知識、専門的な知識を持った人材の積極的な確保 ・社会人経験者枠による職員の採用							

平成30年度 行政経営改革実施計画 進捗管理シート

①取組実績

取組目標：・豊富な知識、専門的な知識を持った人材の積極的な確保
・社会人経験者枠による職員採用の検討

取組実績：

- ・一般職の任期付職員の採用に関する条例・規則に基づき、専門的な知識経験を有する者を新たに任期付職員として採用した（まちづくりサポートセンター長）
- ・一般任期付職員として桜台小学校の栄養士を採用（任期の更新）をした
- ・短時間任期付職員として、保育園の保育士、栄養士、調理員を採用（または任期の更新）をした
- ・宅地開発に専門的な知識経験を有する者として、建築宅地課の一般行政職を採用した
- ・新規採用について新卒者に限定せず募集し、新卒者、社会人経験者を含めより優秀な者を選考した（「社会人枠」は設けず、年齢要件を拡大し募集した中で選考する方法により即戦力となる人材を確保した）
- ・31年度新規採用13名（内社会人経験者3名）

②評価と今後の方針

【評価】

- A:計画より進んでいる
B:計画どおり進んでいる
C:計画どおり進んでいない

【今後の方針】

ア:現状の計画のまま継続

イ:計画を見直して継続

- (a):取組みの拡充・重点化 (b):取組みの縮小・統廃合
(c):手段の改善 (d):スケジュールの変更 (e):その他

ウ:その他

所管課	評価	B:計画どおり進んでいる	今後の方針	イ:計画を見直して継続(c)
意見 具体的な今後の方針・課題・解決策など	引続き豊富な知識や経験を持った職員を採用する。 「社会人枠」としての採用は行わず、職員構成等を鑑みた年齢要件の緩和で対応する。			
行政経営改革審議会	評価		今後の方針	
意見 取組内容や今後の方針に関する助言など				
行政経営戦略会議	評価		今後の方針	
意見 所管課・審議会の意見を踏まえた「今後の方針」など				

	新規
●	見直し改善（拡充）
	継続（拡充）

基本方針 2 自立した行財政運営

3. 財源の確保

- ① 市税のほか、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、上下水道料金、保育料、給食費などの未収金の徴収体制を強化し、徴収率を向上します。

整理番号	2-3-①	項目名	未収金の徴収の一元化			所管課	収税課 関係各課	
これまでの 取り組み	・市では、市税（住民税、固定資産税、軽自動車税）と国民健康保険税の徴収を収税課が担当している。 ・高額滞納者の徴収業務について、効率的かつ効果的に徴収するため、平成 27（2015）年度に介護保険料と後期高齢者医療保険料を、平成 28（2016）年度に保育料を各担当課から収税課に移管している。							
これからの 取り組み	・未収金の徴収の一元化について、プロジェクトチームを設置して検討する。							
目的	・未収金の徴収体制を強化し、徴収率を向上するため。							
目標時期	平成 32（2020）年度							
実施内容						実施スケジュール		
						平成 30(2018) 年度	平成 31(2019) 年度	平成 32(2020) 年度
プロジェクトチームによる検討						→		
未収金の徴収の一元化に向けた準備						→		
未収金の徴収の一元化の実施								→
	目標					効果		
平成 30 (2018) 年 度	・プロジェクトチームによる検討 ・未収金の徴収の一元化に向けての準備					【市の効果】 ・徴収率が向上する。 【市民の効果】 ・滞納者が、未収金を支払うことで市民間の負担が公平になる。		
平成 31 (2019) 年 度	・未収金の徴収の一元化に向けての準備							
平成 32 (2020) 年 度	・未収金の徴収の徴収一元化の実施							

平成30年度 行政経営改革実施計画 進捗管理シート

①取組実績

取組目標：未収金の徴収の一元化に向けてのプロジェクトチームによる検討

取組実績：

H30.5 第1回検討会議

各料金等の性格について各担当より説明を行った。
他の団体での一元化の状況を収税課より説明を行った。
次回検討会議までの課題として各課で方針を協議。

H30.10 第2回検討会議

水道料金は一元化に含めない。
徴収の主管課は滞納処分等のノウハウを有する収税課が適当と意見が纏まる。
検討結果

債権徴収の一元化については、企画財政部収税課で行う。なお、水道料金については、未納者に強制執行（給水停止）が可能であることから一元化に含めない。

H31.3 行政経営戦略会議において、プロジェクトチームの報告に基づき平成32年度実施を確認

新たに下水道使用料及び給食費についても徴収の一元化を図る。

②評価と今後の方針

【評価】

- A:計画より進んでいる
B:計画どおり進んでいる
C:計画どおり進んでいない

【今後の方針】

ア:現状の計画のまま継続

イ:計画を見直して継続

- (a):取組みの拡充・重点化 (b):取組みの縮小・統廃合
(c):手段の改善 (d):スケジュールの変更 (e):その他

ウ:その他

所管課	評価	B:計画どおり進んでいる	今後の方針	ア:現状の計画のまま継続
意見 具体的な今後の方針・ 課題・解決策など	平成32年度からの実施に向けて平成31年度に検討すべき事項 ・一元管理する各債権と滞納管理システムの間の連動可能性・連動方法 ・収税課で扱う債権の範囲(滞納金額) ・債権管理条例の研究			
行政経営改革審議会	評価		今後の方針	
意見 取組内容や今後の 方針に関する助言など				
行政経営戦略会議	評価		今後の方針	
意見 所管課・審議会の意見を 踏まえた「今後の方針」など				

	新規
●	見直し改善（拡充）
	継続（拡充）

基本方針 2 自立した行財政運営

3. 財源の確保

- ② 使用料・手数料については、サービスを利用する者と利用しない者との負担の公平性の観点から見直します。

整理番号	2-3-②	項目名	使用料・手数料の見直し			所管課	行政経営改革課 関係各課		
これまでの取り組み	- 市は、平成 28（2016）年度に「使用料・手数料の考え方」を改定し、受益者負担率 100%とした。 - 平成 29（2017）年度に使用料・手数料の見直しをした結果、平成 30（2018）年 4 月から新たな使用料・手数料とすることとした。 - 使用料・手数料の減免に関する市の統一した基準がないため、市は、それぞれの使用料・手数料ごとに減免を実施している。								
これからの取り組み	- 全ての使用料・手数料の見直しを 3 年ごとに行い、受益者負担率 100%を目指す。 - 使用料・手数料の減免における市の考え方を明確にした上で、減免に関する統一した基準を示し、実施する。								
目的	- 適正な使用料・手数料を徴収することで、市の財源を確保するため。 - サービスを利用している人と利用していない人の負担の不公平を解消するため。								
目標時期	平成 32（2020）年度								
実施内容						実施スケジュール			
						平成 30(2018) 年度	平成 31(2019) 年度		平成 32(2020) 年度
消費税率変更に伴う使用料等の見直しと条例改正									
周知と実施									
3 年ごとの使用料の見直しと条例改正									
減免基準の策定と関係条例改正									
	目標					効果			
平成 30 (2018) 年 度	- 消費税率変更に伴う使用料等の見直し - 使用料等の減免基準の統一 - 消費税率変更に伴う使用料等の条例改正					- 平成 30（2018）年 4 月使用料の見直しによる効果額 1,092,000 円 - 指定管理料の削減による効果額 5,692,000 円			
平成 31 (2019) 年 度	- 使用料等の額の変更の周知 - 使用料等の定期見直し作業								
平成 32 (2020) 年 度	- 定期見直しによる使用料等の条例改正 - 使用料等の額の変更の周知								
						効果額 6,784,000 円			

平成30年度 行政経営改革実施計画 進捗管理シート

①取組実績

取組目標:消費税率変更に伴う使用料等の見直しと条例改正
減免基準の策定と関係条例改正

取組実績:

H30.4

- ・減免制度に関する意見交換会の開催 2回開催 88名参加

H30.9

- ・減免制度（案）に関するパブリックコメントの実施 9人から9件の意見

H30.10

- ・「使用料・手数料の考え方」の改定（減免に関する規定の追加）
- ・平成30（2018）年4月に実施した使用料の見直しによる効果額
1,092,000円（決算で確定することから現時点は予算額）
- ・平成30（2018）年4月に実施した利用料金の見直しに伴う指定管理者の利用料金収入の増加を見越した指定管理料の減額 7,628,877円

H30.12

- ・関係条例の改正を議会に提案し、議会で可決（H31.4.1施行）
- ・使用料・利用料金の減免基準の決定

H31.3

- ・施設の利用者に消費税率等の引上げ相当額を転嫁し、適正な使用料・利用料金とするため、消費税等相当額（2%相当）を増額した使用料条例及び各手数料条例を提案し、議会で可決された。
（R01.10.1施行）
 - ・消費税率等の引上げに伴う指定管理者の利用料金の収入増加を見越した指定管理料の減額 150,533円
- H31.4.1～
- ・新たな減免基準による減免の実施

②評価と今後の方針

【評価】

- A:計画より進んでいる
- B:計画どおり進んでいる
- C:計画どおり進んでいない

【今後の方針】

ア:現状の計画のまま継続

イ:計画を見直して継続

- (a):取組みの拡充・重点化 (b):取組みの縮小・統廃合
(c):手段の改善 (d):スケジュールの変更 (e):その他

ウ:その他

所管課	評価	B:計画どおり進んでいる	今後の方針	イ:計画を見直して継続(c)
意見 具体的な今後の方針・ 課題・解決策など	使用料は、「使用料・手数料の考え方」において、3年ごとに見直すこととなっているが、消費税率の改正があったことから、実質的に毎年の見直しとなっていることから、見直しの周期については、「使用料・手数料の考え方」の見直しを含めて検討したい。 他の取組みについては、今後も現状の計画のまま継続する。			
行政経営改革審議会	評価		今後の方針	
意見 取組内容や今後の 方針に関する助言など				
行政経営戦略会議	評価		今後の方針	
意見 所管課・審議会の意見を 踏まえた「今後の方針」など				

●	新規
	見直し改善（拡充）
	継続（拡充）

基本方針 2 自立した行財政運営

3. 財源の確保

- ③ 次世代に健全なままの白井市を引き継ぐため、地方債残高などの将来負担については、一定の方針を示し、削減します。

整理番号	2-3-③	項目名	将来負担の抑制	所管課	財政課 関係各課	
これまでの取り組み	・市は、当初予算編成時における各課の要求事項について、市において真に必要な事業かを精査した上で予算を決定し、地方債の要件を満たす事業については、地方債を財源として充当し、原則として事業費の実績に応じて借入を行っている。 ・市は、決算においては、将来負担比率や実質公債費比率などを算出し、分析している。					
これからの取り組み	・平成 29（2017）年度に策定した「一般会計における借入に係る方針」に基づき、一般会計における地方債の借入を削減することで、将来負担を抑制する。 ・当初予算編成に当たり、前年度の借入残高や決算状況を分析し、将来負担の適正化を踏まえた予算編成方針を各課に提示する。 ・事業課においては、公共施設等総合管理計画に基づく取り組みとあわせて、更新費用を削減する。					
目的	・市の将来世代にわたる負担を適正化し、健全な財政運営を継続するため。					
目標時期	随時					
実施内容				実施スケジュール		
				平成 30(2018) 年度	平成 31(2019) 年度	平成 32(2020) 年度
前年度決算状況の整理・分析				→		
公共施設等総合管理計画に基づく取り組みの実施				→		
翌年度予算編成への反映				→		
借入方針による借入の実施				→		
	目標			効果		
平成 30 (2018) 年 度	・公共施設等総合管理計画に基づく取り組みによる予算配分 ・事業費の圧縮、補助金などの財源の確保を図った上で、借入方針に基づく借入を実施			【市の効果】 ・市の将来負担が減り、財政の健全性を維持できる。 【市民の効果】 ・将来世代の市民の負担が減り、各世代間で適正な負担となる。		
平成 31 (2019) 年 度	・公共施設等総合管理計画に基づく取り組みによる予算配分 ・事業費の圧縮、財源の確保を図った上で、借入方針に基づく借入を実施					
平成 32 (2020) 年 度	・公共施設等総合管理計画に基づく取り組みによる予算配分 ・事業費の圧縮、財源の確保を図った上で、借入方針に基づく借入を実施					

平成30年度 行政経営改革実施計画 進捗管理シート

①取組実績

取組目標: 将来負担の抑制

取組実績:

- ・当初予算編成時における各課の要求事項について、市において真に必要な事業かを精査した上で予算を決定し、地方債の要件を満たす事業については、地方債を財源として充当し、原則として事業費の実績に応じて借入を行っている。
- ・市は、決算においては、将来負担比率や実質公債費比率などを算出し、分析している。

②評価と今後の方針

【評価】

- A:計画より進んでいる
B:計画どおり進んでいる
C:計画どおり進んでいない

【今後の方針】

ア:現状の計画のまま継続

イ:計画を見直して継続

- (a):取組みの拡充・重点化 (b):取組みの縮小・統廃合
(c):手段の改善 (d):スケジュールの変更 (e):その他

ウ:その他

所管課	評価	B:計画どおり進んでいる	今後の方針	ア:現状の計画のまま継続
意見 具体的な今後の方針・ 課題・解決策など	引き続き行政経営指針に基づき、将来負担の抑制を意識した予算配分を行う。 ただし、行政経営指針に基づく目標のうち、経常収支比率に関するものについては見直しを行いたい。			
行政経営改革審議会	評価		今後の方針	
意見 取組内容や今後の 方針に関する助言など				
行政経営戦略会議	評価		今後の方針	
意見 所管課・審議会の意見を 踏まえた「今後の方針」など				

●	新規
	見直し改善（拡充）
	継続（拡充）

基本方針 2 自立した行財政運営

3. 財源の確保

- ④ 羽田空港と成田国際空港の中間地点にあり、国道 16 号や国道 464 号が通過しているという白井市の立地特性を活かし、企業等の進出を誘導します。

整理番号	2-3-④	項目名	土地利用の促進			所管課	都市計画課 産業振興課 企画政策課 行政経営改革課				
これまでの取り組み	・ 国道 16 号及び国道 464 号（北千葉道路）の沿道は、将来的に千葉県北西部の交通の要所となる可能性があり、本来、産業集積しやすい地域であるが、ともに市街化調整区域であるため、企業誘致を行える事業用地ではない。そこで、市街化調整区域において企業誘致を図ることができる環境とするため、具体的な規制誘導施策である「市街化調整区域における地区計画の運用基準」を策定している。										
これからの取り組み	・ 将来的な周辺環境の変化に対応できる企業誘致可能な事業用地の創出を図るため、総合計画等の上位計画の見直しを含め、国道 16 号及び国道 464 号（北千葉道路）の沿道に企業誘致を図る上での課題を解決する具体的施策を検討する。 ・ 国道 16 号及び国道 464 号（北千葉道路）の沿道の土地利用を横断的に促進するための組織の設置を検討する。										
目的	・ 固定資産税等の増加による歳入を確保するため。 ・ 雇用の確保により、職住近接による人口を維持するため。 ・ 地域経済の活性化や産業を振興するため。										
目標時期	平成 31（2019）年度										
実施内容						実施スケジュール					
						平成 30(2018) 年度	平成 31(2019) 年度	平成 32(2020) 年度			
具体的施策・組織の検討											
具体的施策・組織の決定											
具体的施策の実施											
組織の設置											
	目標					効果					
平成 30 (2018) 年 度	・ 具体的施策・組織の検討					【市の効果】 ・ 国道 16 号及び国道 464 号の土地利用が増え、固定資産税等の歳入が確保できる。 【市民の効果】 ・ 国道 16 号及び国道 464 号に所有する自分の土地を有効活用できる。 ・ 地域経済が活性化される。					
平成 31 (2019) 年 度	・ 具体的施策・組織の検討と決定 ・ 具体的施策の実施										
平成 32 (2020) 年 度	・ 具体的施策の実施 ・ 組織の設置										

平成30年度 行政経営改革実施計画 進捗管理シート

①取組実績

取組目標: 具体的施策・組織の検討

取組実績

- ・国道16号及び国道464号（北千葉道路）沿道において、有効的な土地利用を図るための具体的施策・組織について関係各課（都市計画課・産業振興課・企画政策課・行政経営改革課）と協議を行った。
- ・国道16号沿道において、H29年に策定した「市街化調整区域における地区計画の運用基準」で（B）沿道開発誘導型として類型を定めている区域内で行われる開発行為に対して、奨励金を交付する制度を創設した。（産業振興課）

②評価と今後の方針

【評価】

- A: 計画より進んでいる
B: 計画どおり進んでいる
C: 計画どおり進んでいない

【今後の方針】

ア: 現状の計画のまま継続

イ: 計画を見直して継続

- (a): 取組みの拡充・重点化 (b): 取組みの縮小・統廃合
(c): 手段の改善 (d): スケジュールの変更 (e): その他

ウ: その他

所管課	評価	B: 計画どおり進んでいる	今後の方針	ア: 現状の計画のまま継続
意見 具体的な今後の方針・ 課題・解決策など	具体的な施策の実施は、実際に組織の設置を予定している平成32（2020）年度以降としており、H30及びH31年度（上期）は計画のとおり検討段階である。			
行政経営改革審議会	評価		今後の方針	
意見 取組内容や今後の 方針に関する助言など				
行政経営戦略会議	評価		今後の方針	
意見 所管課・審議会の意見を 踏まえた「今後の方針」など				

●	新規
	見直し改善（拡充）
	継続（拡充）

基本方針 2 自立した行財政運営

3. 財源の確保

⑤ 農商工の連携による農産物の高付加価値化やブランド化を進めます。

整理番号	2-3-⑤	項目名	農商工連携による農産物販路の拡大	所管課	産業振興課
これまでの取り組み	- 市は、産業振興条例に基づく産業振興ネットワーク会議において、農業・商業・工業各事業者と定期的に意見交換・情報交換を行っている。 - 市は、ふるさと産品事業者や農業者が食品製造業者の連携による白井産梨を原料としたジャム、ジュースなどの加工品の開発、販売等の取り組みに対し、PR等の支援を行っている。 - 市は、農商連携による白井産農産物の市内流通量の拡大を図るため、平成 29（2017）年度に市内のスーパー等小売店への市内農産物の直売コーナーの設置を試験的に実施する。				
これからの取り組み	- 農産物直売コーナーの設置による販売を本格化させ、取扱店舗を拡充する。 - 市内飲食店の白井産農産物の積極的利用のための協議を進める。 - 加工品事業等の取り組みを希望する農業者のニーズの把握を行い、農業者と加工業者等とのマッチングや加工品の開発に係る手法を習得する機会の創出などの支援を検討する。				
目的	農産物販路の拡大に市が関与することで、農産物の高付加価値化やブランド化を目指すため。				
目標時期	平成 32（2020）年度				
実施内容			実施スケジュール		
			平成 30(2018)年度	平成 31(2019)年度	平成 32(2020)年度
市内小売店等における農産物直売コーナーによる本格販売・取扱店舗の拡充					
市内飲食店における白井産農産物利用拡大の協議、利用店舗の拡充					
農産物加工を希望する事業者間のマッチング、事業者の加工品開発の手法習得・PR等の支援					
目標		効果			
平成 30 (2018) 年度	- 市内小売店に農産物直売コーナーを設置し、白井産農産物の販売を本格的に開始 - 市内小売店と白井産農産物の取扱及び取扱品目数の拡充について協議 - 市内飲食店と白井産農産物の利用について協議 - 農産物加工の取組希望の事業者の支援	【市の効果】 - 白井産農産物の販路が拡大し、市税の増収が期待できる。 - 白井産農産物の知名度が高まる。 【市民の効果】 - 白井産農産物を市内で入手しやすくなる。 - 農産物の生産者の収入が増える。			
平成 31 (2019) 年度	- 市内小売店と白井産農産物の取扱及び取扱品目数の拡充について協議 - 市内飲食店と白井産農産物の利用について協議 - 農産物加工の取組希望の事業者の支援				
平成 32 (2020) 年度	農産物加工の取組希望の事業者の支援				

平成30年度 行政経営改革実施計画 進捗管理シート

①取組実績

取組目標：

- ・市内小売店に農産物直売コーナーを設置し、白井産農産物の販売を本格的に開始
- ・市内小売店と白井産農産物の取扱及び取扱品目数の拡充について協議
- ・市内飲食店と白井産農産物の利用について協議
- ・農産物加工の取組希望の事業者の支援

取組実績：

- ・市内スーパー1店舗において白井産農産物の販売を開始した。(平成29年11月～)
- ・白井産農産物の取扱いのある既存の小売店・飲食店(14店舗)に地産地消推進のための「地産地消応援店舗」のポスター及びのぼり旗を配布するとともに、白井産農産物取扱いの拡充について依頼した。(平成30年3月～平成31年2月)
- ・公益的施設誘導地域への出店予定事業者に対し、白井産農産物の積極的取扱いについて協議した。
- ・市役所1階の売店において白井産梨、自然薯及び梨加工品等の販売を開始した。
- ・市内の民間事業者が農商連携となる商品を開発し、市の支援としてふるさと産品に認定した。

②評価と今後の方針

【評価】

- A:計画より進んでいる
- B:計画どおり進んでいる
- C:計画どおり進んでいない

【今後の方針】

ア:現状の計画のまま継続

イ:計画を見直して継続

- (a):取組みの拡充・重点化 (b):取組みの縮小・統廃合
- (c):手段の改善 (d):スケジュールの変更 (e):その他

ウ:その他

所管課	評価	B:計画どおり進んでいる	今後の方針	ア:現状の計画のまま継続
意見 具体的な今後の方針・課題・解決策など	白井産農産物の取扱いについて市内各スーパーと協議を実施したが、チェーン店では本社の意向等により取組みが難しいのが現実である。今後も個人営業の店舗等を中心に取扱事業者の開拓及び取扱品目の拡充に関する協議を継続して実施していく。			
行政経営改革審議会	評価		今後の方針	
意見 取組内容や今後の方針に関する助言など				
行政経営戦略会議	評価		今後の方針	
意見 所管課・審議会の意見を踏まえた「今後の方針」など				

	新規
●	見直し改善（拡充）
	継続（拡充）

基本方針 2 自立した行財政運営

3. 財源の確保

⑥ 多様な収入確保策の検討

整理番号	2-3-⑥-1	項目名	広告収入の確保			所管課	行政経営改革課 関係各課		
これまでの取り組み	- 市は、現在、暮らしの便利帳、空き家対策リーフレット、封筒等に広告掲載し、支出の抑制を図っている。また、市役所1階に発券機、モニター、広告板を設置し、これらの費用を広告収入により賄っているほか、広告料が市の収入になっている。 - 広告募集は、各課が独自に行っているため、非効率である。								
これからの取り組み	- 新たな広告収入確保の取り組みを検討し、実施する。 - 広告募集の仕組みを検討し、実施する。								
目的	- 広告料を得ることで、市の財源を確保するため。 - 広告を入れた資料等の作成を広告主が行うことで、市の支出を抑制するため。								
目標時期	平成 32（2020）年度								
実施内容						実施スケジュール			
						平成 30(2018) 年度	平成 31(2019) 年度		平成 32(2020) 年度
広告を入れることができる業務の検討									
広告募集の仕組みの検討									
広告収入の確保・広告による支出の抑制									
	目標					効果			
平成 30 (2018) 年 度	- 広告を入れることのできる業務の洗い出し - 広告募集の仕組みの検討								
平成 31 (2019) 年 度	広告収入の確保・広告による支出の抑制								
平成 32 (2020) 年 度	広告収入の確保・広告による支出の抑制								
効果額						■ 円			

平成30年度 行政経営改革実施計画 進捗管理シート

①取組実績

取組目標：・ 広告を入れることのできる業務の洗い出し
・ 広告募集の仕組みの検討

取組実績：新たな財源確保を図るため、広報紙の見直しに合わせて広報紙への広告導入を検討した。
また、広告の募集にあたっては、他の広告等も併せて募集することを検討するため、市の現状について調査した。

【調査結果】

- | | |
|--------------------------|--------------|
| ・ 広告付き案内板等（1 F モニター、案内板） | 管財契約課（別途契約済） |
| ・ ホームページバナー広告 | しろいの魅力発信課 |
| ・ 循環バス広告 | 都市計画課 |
| ・ 広告収入を財源とした印刷物等の作成 | 各課 |

②評価と今後の方針

【評価】

- A:計画より進んでいる
B:計画どおり進んでいる
C:計画どおり進んでいない

【今後の方針】

- ア:現状の計画のまま継続
イ:計画を見直して継続
(a):取組みの拡充・重点化 (b):取組みの縮小・統廃合
(c):手段の改善 (d):スケジュールの変更 (e):その他
ウ:その他

所管課	評価	B:計画どおり進んでいる	今後の方針	ア:現状の計画のまま継続
意見 具体的な今後の方針・ 課題・解決策など		・ 広報紙の見直しに合わせて（7月15号～）広報紙の裏表紙に企業広告を掲載する。 ・ 広告の募集にあたっては、広報しろい広告掲載業務として委託（広告枠の買取）を 予定しており、当該事業者にはホームページバナー広告、循環バス広告も合わせて広 告募集を委託する。（別途契約：収入の一部を委託費として支給）		
行政経営改革審議会	評価		今後の方針	
意見 取組内容や今後の 方針に関する助言など				
行政経営戦略会議	評価		今後の方針	
意見 所管課・審議会の意見を 踏まえた「今後の方針」など				

	新規
	見直し改善（拡充）
●	継続（拡充）

基本方針 2 自立した行財政運営

3. 財源の確保

⑥ 多様な収入確保策の検討

整理番号	2-3-⑥-2	項目名	公有財産の有効活用	所管課	管財契約課
これまでの取り組み	- 行政財産の目的外使用については、使用を許可した上で、使用料を徴収している。 - 普通財産の使用について、貸付契約等により、賃借料を得ている。				
これからの取り組み	- 平成 29（2017）年度に公有財産の利活用に関する基本方針を策定する。 - 公有財産を有効活用するため、貸付等を行う。				
目的	・財源の確保を図るため。				
目標時期	平成 30（2018）年度				
実施内容			実施スケジュール		
			平成 30(2018)年度	平成 31(2019)年度	平成 32(2020)年度
公有財産の貸付等の実施					
目標		効果			
平成 30 (2018) 年 度	・ 公有財産の貸付等の実施	- 印西警察署分庁舎 1,500,000 円 - 白井市役所売店 420,000 円			
平成 31 (2019) 年 度	・ 公有財産の貸付等の実施				
平成 32 (2020) 年 度	・ 公有財産の貸付等の実施				
		効果額	1,920,000 円		

平成30年度 行政経営改革実施計画 進捗管理シート

①取組実績

取組目標: 公有財産の貸付等の実施

取組実績:

- ・ 印西警察署への貸付 1,385,994 円 (11 ヶ月間)
 - ・ 売店への貸付 420,000 円 (12 ヶ月間) 合計 1,805,994 円
- 効果額より実績額が低くなっているのは、印西警察署への貸付が 11 ヶ月間となったために生じたものです。

②評価と今後の方針

【評価】

- A: 計画より進んでいる
- B: 計画どおり進んでいる
- C: 計画どおり進んでいない

【今後の方針】

ア: 現状の計画のまま継続
イ: 計画を見直して継続 (a): 取組みの拡充・重点化 (b): 取組みの縮小・統廃合 (c): 手段の改善 (d): スケジュールの変更 (e): その他
ウ: その他

所管課	評価	B: 計画どおり進んでいる	今後の方針	ア: 現状の計画のまま継続
意見 具体的な今後の方針・ 課題・解決策など	引き続き貸付を行う。 他施設でも余剰スペースが生じたときには有効活用策を検討し、貸付だけではなく他の活用方法なども検討する。			
行政経営改革審議会	評価		今後の方針	
意見 取組内容や今後の 方針に関する助言など				
行政経営戦略会議	評価		今後の方針	
意見 所管課・審議会の意見を 踏まえた「今後の方針」など				

●	新規
	見直し改善（拡充）
	継続（拡充）

基本方針 2 自立した行財政運営

3. 財源の確保

⑥ 多様な収入確保策の検討

整理番号	2-3-⑥-3	項目名	普通財産の売却	所管課	管財契約課 関係各課	
これまでの取り組み	・市は、土地所有者として普通財産を適正に管理するため、除草作業や危険防止のための柵等を設置した上で、経費をかけて管理している。 ・市は、普通財産の売却を積極的に行っていない。					
これからの取り組み	・平成 29（2017）年度に公有財産の利活用に関する基本方針を策定する。 ・教職員住宅、給食センター跡地を売却する。 ・各自治会等に自治会集会所用地等の今後の活用の有無を打診し、活用の予定がない自治会集会所用地等を売却することで、財源の確保と経費の削減を行う。					
目的	・財源の確保を図るため。					
目標時期	平成 32（2020）年度					
実施内容				実施スケジュール		
				平成 30(2018) 年度	平成 31(2019) 年度	平成 32(2020) 年度
教職員住宅の不動産鑑定の実施				➡		
教職員住宅の売却					➡	
給食センター跡地の不動産鑑定の実施					➡	
給食センター跡地の売却						➡
関係者（自治会等）への説明					➡	
対象普通財産の不動産鑑定の実施					➡	
対象普通財産の売却						➡
	目標			効果		
平成 30 (2018) 年 度	・教職員住宅の不動産鑑定の実施 ・教職員住宅の売却 ・対象普通財産の洗い出し ・各自治会等への説明の実施			・教職員住宅の売却 124,264,000 円 ・給食センター跡地の売却 252,748,000 円 ・活用の予定のない自治会集会所用地等の売却 （市が管理している自治会集会所用地等の 全てを売却した場合） 103,243,000 円		
平成 31 (2019) 年 度	・給食センター跡地の不動産鑑定の実施 ・対象普通財産の不動産鑑定の実施 ・不動産鑑定に基づく対象普通財産の売却					
平成 32 (2020) 年 度	・給食センター跡地の売却 ・不動産鑑定に基づく対象普通財産の売却					
				効果額 480,255,000 円		

平成30年度 行政経営改革実施計画 進捗管理シート

①取組実績

取組目標：教職員住宅の不動産鑑定の実施、教職員住宅の売却

取組実績：旧教職員住宅の不動産鑑定を行い、評価額を算定し、その評価額を基に一般競争入札にて売却先を選定し、売却した。
売却価格：5,550 万円

取組目標：対象普通財産の洗い出し、各自治会等への説明の実施

取組実績：平成 31 年度に売却が可能な土地（自治会集会所予定地の一部）に関して、地元自治会との協議や説明会などを行い、売却条件などを整え次年度に売却予定。
また、その他の不要な普通財産 2 ヶ所の売却へ向けた測量を完了させた。

②評価と今後の方針

【評価】

- A:計画より進んでいる
- B:計画どおり進んでいる
- C:計画どおり進んでいない

【今後の方針】

ア:現状の計画のまま継続

イ:計画を見直して継続

- (a):取組みの拡充・重点化
- (b):取組みの縮小・統廃合
- (c):手段の改善
- (d):スケジュールの変更
- (e):その他

ウ:その他

所管課	評価	B:計画どおり進んでいる	今後の方針	イ：計画を見直して継続（c）
意見 具体的な今後の方針・課題・解決策など	旧給食センター跡地については、駅に近く利便性の良い立地であることから、ただ単に売却するのではなく、土地の価値を向上させるために買い取りに意欲のある民間事業者の意見を聴取する（サウンディング）などの民間活力を活用した新たな手法の取り入れを他部署と協働して検討する必要性がある。			
行政経営改革審議会	評価		今後の方針	
意見 取組内容や今後の方針に関する助言など				
行政経営戦略会議	評価		今後の方針	
意見 所管課・審議会の意見を踏まえた「今後の方針」など				

●	新規
	見直し改善（拡充）
	継続（拡充）

基本方針 2 自立した行財政運営

4. 歳出の抑制

- ① 事業の見直しや統廃合、民間委託や協働などを積極的に進めます。また、一定の費用でマンパワーの効率化を図るとともに、再任用職員の能力や知識を活用し、仕事の効率化を図ります。

整理番号	2-4-①-1	項目名	ESCO 事業の導入			所管課	管財契約課		
これまでの取り組み	・ 公共施設の設備については、市が維持管理を行い、不都合箇所については、事後保全的に修繕、又は改修・更新している。								
これからの取り組み	・ ESCO 事業（施設の設備に省エネルギー設備を導入し、省エネルギー改修に要した経費等を全て省エネルギーによる一定期間の経費削減分で賄う取り組み）を市の公共施設の設備に導入する。								
目的	・ 歳出を削減するため。								
目標時期	平成 32（2020）年度								
実施内容						実施スケジュール			
						平成 30(2018)年度	平成 31(2019)年度	平成 32(2020)年度	
ESCO 事業の研究、実施可能施設の把握									
事業者の募集及び選定									
事業者による調査・設計									
工事着手及び完了									
	目標					効果			
平成 30 (2018) 年 度	・ ESCO 事業の研究 ・ 実施可能施設の把握								
平成 31 (2019) 年 度	・ 事業者の募集及び選定 ・ 事業者による調査・設計								
平成 32 (2020) 年 度	・ 工事着手及び完了								
効果額						■ 円			

平成30年度 行政経営改革実施計画 進捗管理シート

①取組実績

取組目標：ESCO 事業の研究、実施可能施設の把握

取組実績：ESCO 事業を進めるにあたり、省エネの可能な施設の選定が必要となる。
そのことから、市の施設でも比較的規模の大きな保健福祉センター、文化センターの2施設を省エネの可能性を確認するため、11月から1月に掛けて（一財）省エネセンターが行っている無料省エネ診断に応募し、診断を実施した。

②評価と今後の方針

【評価】

- A:計画より進んでいる
- B:計画どおり進んでいる
- C:計画どおり進んでいない

【今後の方針】

ア：現状の計画のまま継続

イ：計画を見直して継続

- (a):取組みの拡充・重点化
- (b):取組みの縮小・統廃合
- (c):手段の改善
- (d):スケジュールの変更
- (e):その他

ウ：その他

所管課	評価	B:計画どおり進んでいる	今後の方針	イ：計画を見直して継続（c）
意見 具体的な今後の方針・課題・解決策など	診断結果では、文化センターがセントラル空調方式であり対応の可能性が高いことが確認されたが、保健福祉センターについては、個別空調方式であり可能性が低いことが確認できた。 このことから、保健福祉センターを省エネ型のリース方式などの他の手法での取り組みができないか検討する必要がある。			
行政経営改革審議会	評価		今後の方針	
意見 取組内容や今後の方針に関する助言など				
行政経営戦略会議	評価		今後の方針	
意見 所管課・審議会の意見を踏まえた「今後の方針」など				

●	新規
	見直し改善（拡充）
	継続（拡充）

基本方針 2 自立した行財政運営

4. 歳出の抑制

- ① 事業の見直しや統廃合、民間委託や協働などを積極的に進めます。また、一定の費用でマンパワーの効率化を図るとともに、再任用職員の能力や知識を活用し、仕事の効率化を図ります。

整理番号	2-4-①-2	項目名	小中学校 LED 照明器具の改修の実施に向けた検討			所管課	教育総務課	
これまでの取り組み	・市教育委員会は、学校校舎の照明器具の老朽化対策及び省エネ対策として、平成 15（2003）年度から平成 27（2015）年度に実施した大規模改修において、従来型の照明器具から高効率照明器具や LED 照明器具に交換している。 ・市教育委員会は、学校体育館の照明器具の老朽化対策及び省エネ対策として、平成 19（2007）年度から平成 25（2013）年度に実施した大規模改修において、従来型の水銀灯からメタルハライドランプに交換している。							
これからの取り組み	・大規模改修が未実施の学校や前回の改修から 10 年以上経過する学校の既存照明器具を LED 照明に変更する改修工事の実施に向けて、整備手法等について検討する。							
目的	・歳出を削減するため。							
目標時期	平成 32（2020）年度							
実施内容						実施スケジュール		
						平成 30(2018)年度	平成 31(2019)年度	平成 32(2020)年度
整備手法（リース等）の検討								
整備手法の決定								
	目標					効果		
平成 30（2018）年度	・整備手法（リース等）の検討					【市の効果】 ・省エネルギー設備の導入により市の支出が減る。 【市民の効果】 ・教育環境が改善される。		
平成 31（2019）年度	・整備手法（リース等）の検討							
平成 32（2020）年度	・整備手法の決定							

平成30年度 行政経営改革実施計画 進捗管理シート

①取組実績

取組目標:整備手法(リース等)の検討

取組実績:複数の事業者とリース方式に関する協議をおこなった。

H30. 1 大和リース(株)と協議

校舎照明器具について、リース方式による事業費の概算提案を受ける。

(参考) 4,000基 80,000本(10校)

・直管LED交換方式 82,714,800円(税抜き)

・LEDベースライト交換方式 79,800,000円(税抜き)

・工期はいずれも2か月程度

・落雷被害など市で加入済の建物火災保険で対応すれば、さらに安価にできる。

H30. 4 大和リース(株)と協議

・図面貸与のうえ、前回改修から10年以上経過した学校の見積を依頼。

(校舎:二小、三小、大小、清水小、池小、桜小、白中、七中、桜中、計9校)

(体育館:一小、二小、大小、七小、池小、桜小、南山中、桜中 計8校)

H30. 9 大和リース(株)と協議 見積結果 (条件 10年リース 動産保険あり)

学校名	施設名	見積額(税抜き)	学校名	施設名	見積額(税抜き)
白一小	体育館	4,656,000円	桜台小	校舎、体育館	16,440,000円
白二小	校舎、体育館	13,884,000円	白井中	校舎	14,712,000円
白三小	校舎	12,528,000円	南山中	体育館	3,768,000円
大山口小	校舎、体育館	15,888,000円	七次台中	校舎、体育館	9,732,000円
清水口小	校舎	10,848,000円	桜台中	校舎、体育館	19,692,000円
七次台小	体育館	3,024,000円			
池の上小	校舎、体育館	14,520,000円	合計		139,692,000円

H30. 10 アイリスオーヤマ(株) LED事業部と協議

・事業について説明を受ける。

②評価と今後の方針

【評価】

A:計画より進んでいる

B:計画どおり進んでいる

C:計画どおり進んでいない

【今後の方針】

ア:現状の計画のまま継続

イ:計画を見直して継続

(a):取組みの拡充・重点化 (b):取組みの縮小・統廃合

(c):手段の改善 (d):スケジュールの変更 (e):その他

ウ:その他

所管課	評価	B:計画どおり進んでいる	今後の方針	ア:現状の計画のまま継続
意見 具体的な今後の方針・ 課題・解決策など	直接施工方式の事業概算など、整備手法の比較検討ができるよう情報収集を進める。 また、LED化による電気代の削減効果なども積算する。			
行政経営改革審議会	評価		今後の方針	
意見 取組内容や今後の 方針に関する助言など				
行政経営戦略会議	評価		今後の方針	
意見 所管課・審議会の意見を 踏まえた「今後の方針」など				

●	新規
	見直し改善（拡充）
	継続（拡充）

基本方針 2 自立した行財政運営

4. 歳出の抑制

- ① 事業の見直しや統廃合、民間委託や協働などを積極的に進めます。また、一定の費用でマンパワーの効率化を図るとともに、再任用職員の能力や知識を活用し、仕事の効率化を図ります。

整理番号	2-4-①-3	項目名	防犯灯・街路灯の一元管理			所管課	道路課 市民活動支援課		
これまでの取り組み	・防犯灯には、市が所有し、市民安全課が管理する防犯灯と、市が所有し、自治会が管理している防犯灯がある。 ・市道に設置されている街路灯は、市が所有し、道路課が管理している。								
これからの取り組み	・自治会が管理している防犯灯を市の管理にした上で、防犯灯及び街路灯を道路課が一元管理する。 ・一元管理は、防犯灯と街路灯を LED 化してまとめてリース契約することで、電気料金や維持管理の経費を削減しながら事業者に管理させる方法を検討する。								
目的	・防犯灯と街路灯を一元管理することで、管理の効率化及び歳出を削減するため。								
目標時期	未定								
実施内容						実施スケジュール			
						平成 30(2018) 年度		平成 31(2019) 年度	
一元管理に向けた調整・検討									
リース契約による管理の検討									
事業者の募集及び選定									
事業者による調査・設計									
	目標					効果			
平成 30 (2018) 年 度	・一元管理に向けた調整 ・リース契約による管理の検討 ・リース契約（LED 化）が可能な防犯灯、街路灯の洗い出し								
平成 31 (2019) 年 度	・実施方法の決定								
平成 32 (2020) 年 度	・事業者の募集及び選定 ・事業者による調査・設計								
維持管理費（電気料金＋修繕費）43,717,993 円 防犯灯：H28 決算 25,134,112 円 街路灯：H28 決算 18,583,881 円						効果額			
						■円			

平成30年度 行政経営改革実施計画 進捗管理シート

①取組実績

取組目標:

- ・一元管理に向けた調整
- ・リース契約による管理の検討
- ・リース契約（LED化）が可能な防犯灯、街路灯の洗い出し

取組実績:

- ・一元管理に向けた調整やリース契約（LED化）が可能な防犯灯の洗い出しをするため、自治会管理の防犯灯や所有者不明の防犯灯の洗い出しをおこなった。
- ・リース契約による管理の検討やリース業者から聞き取りを行ったほか、すでにリース契約を行っている他市から聞き取りを行い費用対効果の検討を行った。

②評価と今後の方針

【評価】

- A:計画より進んでいる
- B:計画どおり進んでいる
- C:計画どおり進んでいない

【今後の方針】

ア:現状の計画のまま継続

イ:計画を見直して継続

- (a):取組みの拡充・重点化 (b):取組みの縮小・統廃合
(c):手段の改善 (d):スケジュールの変更 (e):その他

ウ:その他

所管課	評価	B:計画どおり進んでいる	今後の方針	ア:現状の計画のまま継続
意見 具体的な今後の方針・課題・解決策など	一元管理に向けて、リース業者の選定や具体的なリースプランの検討を行う。			
行政経営改革審議会	評価		今後の方針	
意見 取組内容や今後の方針に関する助言など				
行政経営戦略会議	評価		今後の方針	
意見 所管課・審議会の意見を踏まえた「今後の方針」など				

	新規
●	見直し改善（拡充）
	継続（拡充）

基本方針 2 自立した行財政運営

4. 歳出の抑制

- ① 事業の見直しや統廃合、民間委託や協働などを積極的に進めます。また、一定の費用でマンパワーの効率化を図るとともに、再任用職員の能力や知識を活用し、仕事の効率化を図ります。

整理番号	2-4-①-4	項目名	再任用職員の活用			所管課	総務課				
これまでの取り組み	・市は、定年退職した職員を再任用職員として任用しているが、能力や知識を活用しきれていない。										
これからの取り組み	・定年退職を迎える職員を対象として、再任用に関する意向等を把握する。 ・定年退職まで培った能力や知識を持った人材として、業務等を考慮し、効率的な配置を行う。										
目的	・豊富な経験、能力、知識を持った人材を任用することで、多様な行政運営を図るため。										
目標時期	随時										
実施内容						実施スケジュール					
						平成 30(2018) 年度	平成 31(2019) 年度	平成 32(2020) 年度			
再任用に関する意向の把握											
再任用職員の活用											
	目標					効果					
平成 30 (2018) 年 度	・再任用に関する意向の把握 ・再任用職員の活用					【市の効果】 ・再任用職員の能力や知識を活かした配置ができる。 【市民の効果】 ・行政サービスが向上する。					
平成 31 (2019) 年 度	・再任用に関する意向の把握 ・再任用職員の活用										
平成 32 (2020) 年 度	・再任用に関する意向の把握 ・再任用職員の活用										

平成30年度 行政経営改革実施計画 進捗管理シート

①取組実績

取組目標：・再任用に関する意向の把握
・再任用職員の活用

取組実績：

・再任用に関する意向を把握し、新たな職員の任用及び任期の更新を行った
(31年度新たに任用した者12名、任期を更新した者27名)

②評価と今後の方針

【評価】

A:計画より進んでいる
B:計画どおり進んでいる
C:計画どおり進んでいない

【今後の方針】

ア:現状の計画のまま継続

イ:計画を見直して継続

(a):取組みの拡充・重点化 (b):取組みの縮小・統廃合
(c):手段の改善 (d):スケジュールの変更 (e):その他

ウ:その他

所管課	評価	B:計画どおり進んでいる	今後の方針	ア:現状の計画のまま継続
意見 具体的な今後の方針・ 課題・解決策など	平成30年見直し後の定員管理指針で再任用職員を含めて定員管理していくこととして いることから、計画的に再任用し、行政サービスの向上に繋げる。			
行政経営改革審議会	評価		今後の方針	
意見 取組内容や今後の 方針に関する助言など				
行政経営戦略会議	評価		今後の方針	
意見 所管課・審議会の意見を 踏まえた「今後の方針」など				

	新規
●	見直し改善（拡充）
	継続（拡充）

基本方針 2 自立した行財政運営

4. 歳出の抑制

② 扶助費・補助金について、その対象や必要性、妥当性、有効性などを検証し、見直しを行います。

整理番号	2-4-②	項目名	扶助費・補助金の見直し	所管課	行政経営改革課 関係各課
これまでの取り組み	・市は、補助金を見直す際の見直し基準を定めていたが、補助金を新設する際の基本方針を定めていなかった。				
これからの取り組み	・平成 29（2017）年度に「白井市補助金のあり方の基本方針」を策定し、基本方針に基づき、5 年ごとに、行政評価の一環として、全ての補助金の見直しを行う。 ・予算編成時に全ての補助金について、「白井市補助金のあり方の基本方針」に基づき、適切に運用しているかを確認する。 ・行政経営改革課と担当課等でヒアリングを実施し、市が任意に支出する扶助費について、ヒアリング結果を基に方針を示し、適正化を図る。				
目的	・扶助費・補助金を適正に執行するため。				
目標時期	随時				
実施内容		実施スケジュール			
		平成 30(2018)年度	平成 31(2019)年度	平成 32(2020)年度	
予算編成時の既存補助金の確認					
扶助費の見直し					
扶助費の見直しの実施					
	目標	効果			
平成 30 (2018) 年 度	・予算編成時の既存補助金の確認 ・扶助費の見直し	補助金の見直しによる削減効果額 平成 30 年度 490,000 円 平成 31 年度 2,750,000 円			
平成 31 (2019) 年 度	・予算編成時の既存補助金の確認 ・扶助費の見直しの実施				
平成 32 (2020) 年 度	・予算編成時の既存補助金の確認 ・扶助費の見直しの実施				
		効果額 3,240,000 円			

平成30年度 行政経営改革実施計画 進捗管理シート

①取組実績

取組目標: 予算編成時の既存補助金の確認

取組実績:

H30.10 月 予算編成時に補助金検証シートで既存補助金の内容を確認し、平成31年度予算の適正化に努めた。(高齢者住宅改造費助成金の減額 1,000,000 円)

取組目標: 扶助費の見直し

取組実績:

H29.12 「平成30年度当初予算に扶助費(20節)を要求している課」を対象に、扶助費の予算額について調査を行った。調査の結果、平成30年度当初予算の扶助費33.2億円のうち、義務的な予算が29.6億円(90%)を占めていること、残る任意的な予算3.6億円のうちでも、市単独の扶助費は1千万円(0.3%)であったことが判明した。

H30.4 このままでは見直し効果が1千万円と低いことから、調査対象を「予算科目の扶助費(20節)」から「性質別の扶助費」に拡大し、再調査を行った。その結果、平成30年度当初予算の扶助費(性質別)47.1億円のうち、義務的な予算が37.4億円(79%)を占めていること、残る任意的な予算9.7億円のうち、市単独予算は2.3億円(5%)であったことが判明した。(依然として見直し効果が低い。)

H30.6 調査結果を基に見直しの方向性を決定し、現状に即した白井市行政経営改革実施計画に修正した上で、扶助費の見直しを行うため、計画の修正案を行政経営戦略会議に諮り、その結果、付議案のとおり、行政経営改革審議会に付議することが決定した。

H30.8 行政経営改革実施計画の修正内容について行政経営改革審議会に諮り、了承を得た。

H30.8 行政経営改革実施計画(平成30年8月改定)を策定し、公表した。

H30.8 担当課7課と扶助費についてヒアリングした。(8月6、8、10、20日の4日間)

H30.9 ヒアリング結果を基に「扶助費のあり方」を策定し、各課等に通知した。

H30.10 扶助費のあり方を基に平成31年度予算の反映に努め、高齢者住宅改造費助成金にかかる経費が、10万円削減できた。(平成32年度以降も10万円ずつ削減。)

②評価と今後の方針

【評価】

A:計画より進んでいる

B:計画どおり進んでいる

C:計画どおり進んでいない

【今後の方針】

A:現状の計画のまま継続

I:計画を見直して継続

(a):取組みの拡充・重点化 (b):取組みの縮小・統廃合

(c):手段の改善 (d):スケジュールの変更 (e):その他

U:その他

所管課	評価	B:計画どおり進んでいる	今後の方針	A:現状の計画のまま継続
意見 具体的な今後の方針・課題・解決策など	今後は、「白井市補助金のあり方の基本方針」(平成29年度策定)及び「扶助費のあり方」(平成30年度策定)に従い、随時補助金・扶助費の見直しを行っていく			
行政経営改革審議会	評価		今後の方針	
意見 取組内容や今後の方針に関する助言など				
行政経営戦略会議	評価		今後の方針	
意見 所管課・審議会の意見を踏まえた「今後の方針」など				

●	新規
	見直し改善（拡充）
	継続（拡充）

基本方針 2 自立した行財政運営

4. 歳出の抑制

- ③ 公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設等の最適な配置を実現することにより、公共施設等にかかる財政負担を軽減し、平準化します。

整理番号	2-4-③	項目名	公共施設等にかかる財政負担の軽減・平準化			所管課	行政経営改革課			
これまでの取り組み	・市は、これまで公共施設に関する基本方針を策定しておらず、施設管理は、対処的、事後保全的に行ってきた。									
これからの取り組み	・平成 28（2016）年度に策定した公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設等の最適な配置を検討する。 ・公共施設等総合管理計画に定める公共施設マネジメント目標を達成することにより、公共施設等にかかる財政負担を軽減し、平準化する。									
目的	・限られた財源の中で老朽化対策や施設管理を適正に行うため。									
目標時期	随時									
実施内容						実施スケジュール				
						平成 30(2018)年度	平成 31(2019)年度		平成 32(2020)年度	
公共施設マネジメント目標の取り組み										
	目標					効果				
平成 30 (2018) 年 度	・公共施設マネジメント目標の取り組み					【市の効果】 ・公共施設等の老朽化対策や施設管理における財政負担を軽減し、平準化できる。 【市民の効果】 ・最適に配置された公共施設を利用することができる。				
平成 31 (2019) 年 度	・公共施設マネジメント目標の取り組み									
平成 32 (2020) 年 度	・公共施設マネジメント目標の取り組み									

平成30年度 行政経営改革実施計画 進捗管理シート

①取組実績

取組目標:公共施設等にかかる財政負担の軽減・平準化

取組実績:公共施設マネジメント目標の取り組み

- ・H31.4 に市の建築士による公共施設劣化状況調査 PT を設置し、市の公共施設の劣化状況を把握するとともに公共施設のコンクリートの劣化状況の調査委託実施したことで、公共施設の劣化状況を把握できた。
- ・市は、白井市公共施設等総合管理計画に基づいた個別施設計画が策定されるまでの間、公共施設の安全性や機能を維持し、効果的かつ効率的に修繕を行うため、H31.3 に「白井市公共施設修繕計画」を策定した。
- ・今後は、この修繕計画に基づき、利用者の安全の確保、又は利用者の健康の配慮を優先しつつ、劣化が進んでいる施設の部位について修繕を行うこととした。
- ・H31.3 に公共施設等の最適配置等検討方針を決定し、最適配置等検討方針及び最適配置等の検討の進め方を決定（詳細は整理番号 3-1-②に記述）

②評価と今後の方針

【評価】

- A:計画より進んでいる
B:計画どおり進んでいる
C:計画どおり進んでいない

【今後の方針】

ア:現状の計画のまま継続

イ:計画を見直して継続

- (a):取組みの拡充・重点化 (b):取組みの縮小・統廃合
(c):手段の改善 (d):スケジュールの変更 (e):その他

ウ:その他

所管課	評価	B:計画どおり進んでいる	今後の方針	ア:現状の計画のまま継続
意見 具体的な今後の方針・課題・解決策など	公共施設の個別計画が策定されるまでの間、公共施設修繕計画に基づき、利用者の安全の確保、又は利用者の健康の配慮を優先しつつ、劣化が進んでいる施設の部位について修繕することで、財政負担の軽減・平準化を図る。			
行政経営改革審議会	評価		今後の方針	
意見 取組内容や今後の方針に関する助言など				
行政経営戦略会議	評価		今後の方針	
意見 所管課・審議会の意見を踏まえた「今後の方針」など				

●	新規
	見直し改善（拡充）
	継続（拡充）

基本方針 2 自立した行財政運営

5. 適材適所による事業主体の見直し

- ① 市の守備範囲をあらためて検討しながら、新たな発想の下に、誰が最も事業主体として適正かを検討します。
- ② 事業主体の選定にあたっては、職員が行った場合と外部委託した場合とのコストやサービスの質を比較した上で、事業主体を決定します。

整理番号	2-5-①-1 2-5-②-1	項目名	事業主体の検討と決定		所管課	行政経営改革課 関係各課	
これまでの取り組み	- 市は、平成 27（2015）年度に「白井市アウトソーシングに関する指針」を策定したが、指針に基づいて、新たに具体的に事業主体を見直した事例はない。 - 市は、指定管理者制度や委託業務など、市が所有する施設や市の業務などについて、民間への委託を取り入れている。						
これからの取り組み	- 市が行っている事業のうち、「白井市アウトソーシングに関する指針」の判断基準に基づき、アウトソーシングできるかどうかを検討する。 - アウトソーシングできる事業については、コストやサービスの質を比較した上で、最も適した事業主体を決定する。						
目的	・コストとサービスの質を比較した上で、最も適した事業主体を決定するため。						
目標時期	随時						
実施内容				実施スケジュール			
				平成 30(2018) 年度	平成 31(2019) 年度	平成 32(2020) 年度	
アウトソーシングに関する指針の職員説明の実施				→			
関係各課におけるアウトソーシングできる事業の検討				→			
コストやサービスの質の比較				→			
事業主体・手法の決定と実施				→			
	目標			効果			
平成 30 (2018) 年 度	- アウトソーシングに関する指針の職員説明の実施 - 関係各課におけるアウトソーシングできる事業の検討			【市の効果】 ・アウトソーシングする事業が増える。 【市民の効果】 ・行政サービスが向上する。			
平成 31 (2019) 年 度	- アウトソーシングできる事業と直営の場合のコストやサービスの比較 - 事業主体・手法の決定と実施						
平成 32 (2020) 年 度	- アウトソーシングできる事業と直営の場合のコストやサービスの比較 - 事業主体・手法の決定と実施						

平成30年度 行政経営改革実施計画 進捗管理シート

①取組実績

取組目標：アウトソーシングに関する指針の職員説明の実施

取組実績

- ・平成31年1月に、行政経営ニュースレター（全職員が閲覧できる職員向け情報共有誌）にアウトソーシングの概要や必要性を掲載し、併せてアウトソーシングの指針や、導入済みの他市事例について職員に周知した。

取組目標：関係各課におけるアウトソーシングできる事業の検討

取組実績：関係各課といくつかの事務については、検討を行ったが、H30年度中の新たなアウトソーシングの実施にまでは至らなかった。

②評価と今後の方針

【評価】

- A:計画より進んでいる
- B:計画どおり進んでいる
- C:計画どおり進んでいない

【今後の方針】

ア:現状の計画のまま継続

イ:計画を見直して継続

- (a):取組みの拡充・重点化 (b):取組みの縮小・統廃合
- (c):手段の改善 (d):スケジュールの変更 (e):その他

ウ:その他

所管課	評価	C:計画どおり進んでいない	今後の方針	イ：計画を見直して継続（c）
意見 具体的な今後の方針・課題・解決策など	計画の目標からはやや遅れているものの、平成31年度上半期においてaいくつかの事業でアウトソーシングの導入を検討していることから、現在導入を検討しているアウトソーシングを計画に具体的に位置付けすることで、目標や進行管理を行いやすくしたい。			
行政経営改革審議会	評価		今後の方針	
意見 取組内容や今後の方針に関する助言など				
行政経営戦略会議	評価		今後の方針	
意見 所管課・審議会の意見を踏まえた「今後の方針」など				

●	新規
	見直し改善（拡充）
	継続（拡充）

基本方針 2 自立した行財政運営

5. 適材適所による事業主体の見直し

- ① 市の守備範囲をあらためて検討しながら、新たな発想の下に、誰が最も事業主体として適正かを検討します。

整理番号	2-5-①-2	項目名	公の施設の運営方法の検討と実施	所管課	行政経営改革課 文化センター 子育て支援課 障害福祉課・保育課
これまでの取り組み	- 各公民館、センターや福祉施設など 12 館、19 施設で指定管理者制度により、民間企業、NPO、市民団体等が公の施設を管理している。 - 公の施設を民営化した施設はない。 - 今まで直営としている施設については、運営方法について検討していない施設がある。				
これからの取り組み	- 今後の運営方法を決定していない公の施設について、直営、一部委託、指定管理者制度の導入、民営化などの運営方法を比較し、サービスとコストの観点から、最も適した運営方法等を決定する 【検討対象施設】 - 文化会館 - プラネタリウム館 - こども発達センター - 障害者地域活動支援センター - 保育園 - 学童保育所				
目的	サービスとコストの観点から、誰が最も適正な事業主体であるかを検討するため。				
目標時期	平成 32（2020）年度				
実施内容		実施スケジュール			
		平成 30(2018)年度	平成 31(2019)年度	平成 32(2020)年度	
文化会館の運営方法等の検討と決定		→	→	→	
プラネタリウム館の運営方法等の検討と決定		→	→	→	
こども発達センターの運営方法等の検討と決定		→	→	→	
障害者地域活動支援センターの運営方法等の検討と決定		→			
保育園の運営方法等の検討と決定		→	→	→	→
学童保育所の運営方法等の検討と決定		→	→	→	→
	目標	効果			
平成 30 (2018) 年度	- 各施設の運営方法等の検討 - 障害者地域活動支援センターの運営方法等の決定	【市の効果】 - 最も適した運営方法等が決まる。 【市民の効果】 - 行政サービスが向上する。			
平成 31 (2019) 年度	- 各施設の運営方法等の検討 - 文化会館の運営方法等の決定 - プラネタリウム館の運営方法等の決定 - こども発達センターの運営方法等の決定				
平成 32 (2020) 年度	- 各施設の運営方法等の検討 - 保育園の運営方法等の決定 - 学童保育所の運営方法等の決定				

平成30年度 行政経営改革実施計画 進捗管理シート

①取組実績

取組目標:障害者地域活動支援センターの運営方法等の決定

取組実績:

- ・現在、施設長（障害福祉課長兼務）、正職の看護師と理学療法士及び非常勤職員3名で運営しているが、民間委託や指定管理制度の導入した場合新たに施設長を配置する必要が生じ、人件費が増額となることから、正職2名を一般職の再任用職員2名に変更し、創作的活動・レクリエーションに特化させ利用者がより活用できるよう講座内容等の見直しをしながら事業を実施することとした。

取組目標:こども発達センターの運営方法等の検討と決定

取組実績:

H30.8 児童発達センター方式に事業転換による障害児福祉計画達成とした場合に必要な対応の確認

：設置基準（人員、設備）及び、算定基準の確認

：センター方式での人件費等運営経費の検討

：利用者負担の影響を検討

：保育所等訪問支援の実施について、運営経費及び必要人員、実施方法、推定利用者数の検討

H30.8 他市町村の状況確認（センター方式の施設の運営状況）

H30.9 現状での運営でのサービス提供についての工夫（質的向上・量的向上）毎年実施

H30.1 関係課との協議資料作成

取組目標:保育所の運営方法等の検討と決定

取組実績:

H30.4 市の財政推計と併せて、保育所の民営化や規模の縮小を検討するにあたり、保育需要の推計の見直し

H30.9 職員確保等が課題となっている給食調理業務について、業務委託の検討も踏まえ、すでに委託を導入している鎌ヶ谷市を視察し、意見交換を行った。

取組目標:学童保育所の運営方法等の検討と決定

取組実績:

H30.4 利用者アンケートの集計を行い、業務委託の効果の確認を行った。

H30.6 各学童の保護者会代表者と事業者責任者を交え、運営内容に関する意見交換会の実施

取組目標:プラネタリウム館の運営方法等の検討

取組実績:

H30.7 月及び H31.2 月の運営協議会においてプラネタリウム館の事業報告、計画を運営協議会で検討

指定管理を導入している他市のプラネタリウム等の情報収集を行った。

②評価と今後の方針

【評価】

A:計画より進んでいる

B:計画どおり進んでいる

C:計画どおり進んでいない

【今後の方針】

A:現状の計画のまま継続

I:計画を見直して継続

(a):取組みの拡充・重点化 (b):取組みの縮小・統廃合

(c):手段の改善 (d):スケジュールの変更 (e):その他

ウ:その他

所管課	評価	B:計画どおり進んでいる	今後の方針	A:現状の計画のまま継続
意見 具体的な今後の方針・ 課題・解決策など		障害者地域活動支援センター：当分の間は見直し後の体制で直営とする。 保育所：保育需要の推計や保育行政における公立・私立の役割を考慮し、受け入れ枠の縮小や民営化を検討する。（課題）障害児や発達に遅れがある子の受け入れ先 学童保育所：一部自治体で導入している指定管理者制度について導入を検討する。 （課題）教育財産の取扱いや業務委託との費用対効果等の比較 こども発達センター：障害児福祉に求められているニーズの把握は進んでいる。今後、ニーズに対応できる運営方法の内、コストや安定的な運営に最適な運営方法を検討する。 また、現センターの運営コスト削減やサービス拡大のため関係課との協議・調整を行う。 プラネタリウム：他市町村のプラネタリウムの運営状況について情報収集を行い、今後の運営方法について運営協議会で検討する。		
行政経営改革審議会	評価		今後の方針	
意見 取組内容や今後の 方針に関する助言など				
行政経営戦略会議	評価		今後の方針	
意見 所管課・審議会の意見を 踏まえた「今後の方針」など				

	新規
	見直し改善（拡充）
●	継続（拡充）

基本方針 2 自立した行財政運営

5. 適材適所による事業主体の見直し

- ① 市の守備範囲をあらためて検討しながら、新たな発想の下に、誰が最も事業主体として適正かを検討します。

整理番号	2-5-①-3	項目名	窓口業務の委託の検討と実施	所管課	行政経営改革課・保育課 健康課・子育て支援課 社会福祉課・障害福祉課 高齢者福祉課 環境課 市民課（課税課・収税課）
これまでの取り組み	・市民経済部の職員1名が、コンシェルジュとして窓口案内業務を行っている。 ・市は、窓口業務を行うために非常勤職員や再任用職員等を雇用、任用している。 ・市は、保険年金課の窓口業務を委託している。				
これからの取り組み	・市民課窓口・証明書窓口・環境課窓口及びコンシェルジュの業務を委託する。 ・福祉部・健康こども部の窓口業務を整理し、委託を検討、実施する。				
目的	・サービスとコストの観点から、誰が最も適正な事業主体であるかを検討するため。				
目標時期	平成 32（2020）年度				
実施内容		実施スケジュール			
		平成 30(2018)年度	平成 31(2019)年度	平成 32(2020)年度	
福祉部・健康こども部の窓口業務の導入準備		→			
福祉部・健康こども部の窓口業務の委託の実施			→	→	
市民課窓口・証明書窓口・環境課窓口の委託の導入の検討と決定		→	→		
市民課窓口・証明書窓口・環境課窓口の委託の試行実施の準備				→	
目標		効果			
平成 30 (2018) 年 度	・福祉部・健康こども部の窓口業務の委託導入準備 ・市民課窓口・証明書窓口・環境課窓口業務の委託の導入の検討	【市の効果】 ・コストを下げながら、行政サービスが向上する。 【市民の効果】 ・行政サービスが向上する。			
平成 31 (2019) 年 度	・福祉部・健康こども部の窓口業務の委託導入準備 ・福祉部・健康こども部の窓口業務の委託の実施 ・市民課窓口・証明書窓口・環境課窓口業務の委託の導入の決定				
平成 32 (2020) 年 度	・福祉部・健康こども部の窓口の業務委託の実施 ・市民課窓口・証明書窓口・環境課窓口業務の委託の試行実施の準備				

平成30年度 行政経営改革実施計画 進捗管理シート

①取組実績

取組目標:・市民課窓口・証明書窓口・環境課窓口業務の委託の導入の検討

取組実績:

- ・関係課と市民課窓口・証明書窓口に関する打ち合わせを3回程度行った。
- また、すでに窓口業務の委託を行っている保険年金課で委託を請け負っている業者より、他自治体の事例などの説明を受けた。

取組目標:環境課窓口業務の委託の導入の検討（環境保全・放射線対策班）

取組実績:

- H30年.3
- ・印旛郡市8市町村に窓口業務の委託を検討しているか確認したところ導入の検討はしていないとの回答であった。
 - ・畜犬登録システムとレジスターの導入によりすでに業務の効率化を図ることができている。
 - ・窓口業務の際に使用する畜犬登録システムが、環境課にあるパソコンのうち二台しか導入されていなく、委託業者の方が随時正規職員のパソコンを使用しなければならず、業務に支障が生じる。
 - ・委託業者が実施できるのは、作成と引き渡しのみで原則正規職員による記載内容等の確認が必要であるため、普通一件あたりの業務が約三分と短時間で終わるのに対し、委託をするとそれ以上に時間がかかってしまい非効率的である。
 - ・犬の窓口は、4月から6月の間がピークで月平均400件程くるがそれ以外の月は、月平均50件程

取組目標:環境課窓口業務の委託の導入の検討（きれいなまちづくり班）

取組実績:

- H30年.3
- ・粗大ごみ処理の印西クリーンセンターへの直接搬入等の窓口業務委託の導入について検討した結果、現職員で対応が可能なこと及び印西地区環境整備事業組合の構成市の粗大ごみ処理手数料の一元化の検討があることから導入は難しい状態である。

取組目標:福祉部・健康こども部の窓口業務の委託導入準備

取組実績:

本庁舎及び保健福祉センターで配置されている部署により取り組み実績が異なるので、下記のとおりとする。

【本庁舎に配置されている部署の取り組み】

- ・導入における課題、導入後の効果、委託できる業務内容等について、既に窓口等業務委託を実施している自治体、受託している事業者の状況等の調査を行った。
- ・課内で業務量・処理時間等の調査後、近隣市で受託している事業者(2者)とヒアリングを行い、委託費の見積り徴収を行った。
- ・見積金額等から、窓口等業務委託の導入について、課内で検討した。

【保健福祉センターに配置されている部署の取り組み】

- ・委託が可能な窓口業務について検討を行った。(行政改革推進室による調査の実施)
- ・関係課との打ち合わせを行い、その中で現在窓口業務を受託している事業者よりヒアリングや状況の説明などを受けた。

②評価と今後の方針

【評価】

A:計画より進んでいる

B:計画どおり進んでいる

C:計画どおり進んでいない

【今後の方針】

A:現状の計画のまま継続

I:計画を見直して継続

- (a):取組みの拡充・重点化 (b):取組みの縮小・統廃合
(c):手段の改善 (d):スケジュールの変更 (e):その他

ウ:その他

所管課	評価	C:計画どおり進んでいない	今後の方針	ウ:その他
意見 具体的な今後の方針・課題・解決策など	今後においては窓口業務の委託に関して、どの部分(業務)を委託できるのか等の検討を踏まえた上で、具体的な方向性について決定する。 ○環境課業務については、窓口業務は委託しないとしたい。 ○福祉部・健康こども部の窓口業務の委託導入準備 本庁舎に配置されている部署→窓口等業務委託導入効果が見込めるようになるまで延期 保健福祉センターに配置されている部署→今後、委託が可能な業務内容を踏まえ方向性を検討			
行政経営改革審議会	評価		今後の方針	
意見 取組内容や今後の方針に関する助言など				
行政経営戦略会議	評価		今後の方針	
意見 所管課・審議会の意見を踏まえた「今後の方針」など				

●	新規
	見直し改善（拡充）
	継続（拡充）

基本方針 2 自立した行財政運営

5. 適材適所による事業主体の見直し

- ① 市の守備範囲をあらためて検討しながら、新たな発想の下に、誰が最も事業主体として適正かを検討します。

整理番号	2-5-①-4	項目名	学校校内業務の見直し			所管課	学校政策課
これまでの取り組み	・国は、労働者の働き方改革に取り組んでいる。 ・県教育委員会は、教職員の勤務の適正化を重要課題としている。市教育委員会では、市教職員の共通の取り組みとして「なしビジョン」を策定し、「脱：多忙化」を掲げている。						
これからの取り組み	・校内業務の見直しに向け、部活動・授業や教育課程などで教職員の負担が軽減できるように市で支援が可能な業務について、更なる検討を行う。 ・校内業務で改善・廃止できる業務がないか見直しを行う。						
目的	・校内業務支援によって、教職員の負担を減らし、教職員の自己研鑽の時間を確保し資質の向上に努めるため。						
目標時期	平成 32（2020）年度						
実施内容						実施スケジュール	
						平成 30(2018)年度	平成 31(2019)年度
教職員の多忙化に関する調査							
支援方法の検討							
支援の実施							
	目標					効果	
平成 30（2018）年度	・教職員の多忙化の要因やこれを解消する方法についての調査 ・市で支援が可能な業務及び支援の手法の検討					【市の効果】 ・教職員の負担が減る。 【市民の効果】 ・教職員の資質が向上することで、より良い教育を受けることができる。	
平成 31（2019）年度	・市で支援が可能な業務及び支援の手法の検討 ・可能な支援の開始						
平成 32（2020）年度	・可能な支援の開始						

平成30年度 行政経営改革実施計画 進捗管理シート

①取組実績

取組目標：教職員の多忙化の要因やこれを解消する方法についての調査
取組実績：H30.6月 市教職員の勤務実態を把握する為、調査を実施した。

取組目標：市で支援が可能な業務及び支援の手法の検討

取組実績：平成30年度白井市学校教育の指針「なしビジョン」の一つに、「脱・多忙化」に係る取組として教職員の働き方改革」を掲げ、次のような業務支援を行った。

1. 学校補助教員等の有効活用

様々な教育的ニーズを持つ児童生徒に対するきめ細やかな指導・支援や授業補助を担任と連携して行っていることで、担任が授業における教材研究や児童生徒と向き合い共に活動できる時間を持てるよう平成30年度は次のとおり学校補助教員の配置を行った。

H30.4月
・学校補助教員 28名 (そのうち日本語指導4名 個別支援員2名 看護師2名)
・個別支援学級介助員 23名
・少人数推進補助教員 2名
・読書活動推進補助教員 14名

2. 休暇の取得促進

教員は長時間勤務に加え、休暇の取得率が低いという課題もあることから、日直を置かない「学校閉庁日」を次のとおり実施した。

夏季休業 8月13日(月)～17日(金)の5日間

※週休日を含むと8月11日(土)～19日(日)の連続9日間

冬季休業 12月27日(木)～28日(金)の2日間(予定)

※休日を含むと12月27日(木)～1月3日(木)の連続8日間

3. 校務支援システム」の活用による事務の効率化の促進

校務支援システムについては、平成22年度より導入しているが、まだまだ校務の効率化の可能性があり、各学校での実践の成果を全校に広げていきたい。校務におけるさらなる活用をすすめ、各学校での実践の成果を共有化し、より効率的な校務運営の実現を図る。

H30.4月 ICT支援員の雇用

4. 教職員研修の実施

教職員の資質向上を目的とした市主催の研修を夏季休業中に設定し、教員の負担軽減になるように努める。

H30.8月 教職員研修の実施

②評価と今後の方針

【評価】

- A:計画より進んでいる
- B:計画どおり進んでいる
- C:計画どおり進んでいない

【今後の方針】

ア:現状の計画のまま継続

イ:計画を見直して継続

- (a):取組みの拡充・重点化 (b):取組みの縮小・統廃合
- (c):手段の改善 (d):スケジュールの変更 (e):その他

ウ:その他

所管課	評価	A:計画より進んでいる	今後の方針	ア:現状の計画のまま継続
意見 具体的な今後の方針・課題・解決策など	教職員の多忙化解消は急務であることから、できることから随時実施していきたい。			
行政経営改革審議会	評価		今後の方針	
意見 取組内容や今後の方針に関する助言など				
行政経営戦略会議	評価		今後の方針	
意見 所管課・審議会の意見を踏まえた「今後の方針」など				

●	新規
	見直し改善（拡充）
	継続（拡充）

基本方針 2 自立した行財政運営

5. 適材適所による事業主体の見直し

- ② 事業主体の選定にあたっては、職員が行った場合と外部委託した場合とのコストやサービスの質を比較した上で、事業主体を決定します。

整理番号	2-5-②-2	項目名	情報機器管理における専門家の活用	所管課	情報管理課
これまでの取り組み	・市では、情報管理課職員が、庁内及び出先機関に設置された情報機器の不具合の対応を行っているが、不具合の対処に追われており、本来業務に支障が生じている。				
これからの取り組み	・不具合対応、ソフトのインストールなどのパソコンの設定や職員からの問合せの対応等を委託することで、職員が行うべき本来業務を適正に実施する。				
目的	・民間の専門性の高い人材を配置することで、日常の問合せや緊急時の対応の効率化を図るため。				
目標時期	平成 32（2020）年度				
実施内容				実施スケジュール	
				平成 30(2018)年度	平成 31(2019)年度
調査研究・試行				→	
試行の検証				→	
本格実施の決定				→	
目 標				効 果	
平成 30（2018）年 度	・情報機器の保守作業に係る作業時間の洗い出し ・保守作業のうち委託業者等に委託できる作業範囲と、市で行わなければならない作業の切り分けした上で、試行の実施				
平成 31（2019）年 度	・平成 30（2018）年度に行った試行の検証 ・正規職員の事務的負担、作業時間がどの程度軽減されたかの調査 ・平成 30（2018）年度に設定した委託業者の作業範囲が適切かの確認				
平成 32（2020）年 度	・平成 31（2019）年度に見直した作業範囲等で、引き続き試行の実施と検証 ・試行結果を基に、平成 33（2021）年度からの本格実施の決定				
効果額				■円	

平成30年度 行政経営改革実施計画 進捗管理シート

①取組実績

取組目標： 情報機器の保守作業に係る作業時間の洗い出し
保守作業のうち委託業者等に委託できる作業範囲と、市で行わなければならない作業の切り分けした上で、試行の実施

取組実績：

- ・「情報機器の保守作業に係る作業時間の洗い出し」
 - ・庁内からの問い合わせや保守作業等について、問合せを受けた時間から作業完了までの記録をつけ、問い合わせ件数が多い、対応に時間を取られる等で職員の業務を圧迫している事象の洗い出しを行った。
 - ・洗い出した業務については委託契約の中に支援内容として盛り込み、委託後も問合せを受けてから、対応完了までの記録を都度残している。
- ・「保守作業のうち委託業者等に委託できる作業範囲と、市で行わなければならない作業の切り分けした上で、試行の実施」
 - ・事前の洗い出しを元に委託業者の作業範囲を絞ったうえで平成30年6月より電算技術アドバイザー委託業務を行った。
 - ・委託業者が実施した作業については、作業者が都度ファイルに記録すると共に、電算委託業者との定例会にて毎月報告を受けた。

②評価と今後の方針

【評価】

- A:計画より進んでいる
B:計画どおり進んでいる
C:計画どおり進んでいない

【今後の方針】

ア:現状の計画のまま継続

イ:計画を見直して継続

- (a):取組みの拡充・重点化 (b):取組みの縮小・統廃合
(c):手段の改善 (d):スケジュールの変更 (e):その他

ウ:その他

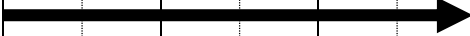
所管課	評価	B:計画どおり進んでいる	今後の方針	ア：現状の計画のまま継続
意見 具体的な今後の方針・ 課題・解決策など	平成31年度も引き続き委託契約を行う。 平成30年度に実施した作業について効果の検証を行うと共に、作業範囲について随時見直しを実施する。			
行政経営改革審議会	評価		今後の方針	
意見 取組内容や今後の 方針に関する助言など				
行政経営戦略会議	評価		今後の方針	
意見 所管課・審議会の意見を 踏まえた「今後の方針」など				

	新規
●	見直し改善（拡充）
	継続（拡充）

基本方針 2 自立した行財政運営

6. 評価に基づく行政サービスの質の向上と精査

① 第5次総合計画の戦略事業を対象に、最少の経費で最大の効果が得られるための評価を行います。

整理番号	2-6-①	項目名	事務事業評価の実施	所管課	企画政策課
これまでの取り組み	・平成16（2004）年度から計画の着実な推進、評価結果の予算への反映、事務事業の点検・是正による職員の意識改革を目的に、実施計画事業を対象とした事務事業評価を実施しているが、事務事業の抜本的な見直し等が進まない状況にある。				
これからの取り組み	・平成29（2017）年度に評価システムを見直し、第5次総合計画の重点戦略事業（市の将来像の実現に向けて、市が重点的に取り組む3つの戦略 戦略1若い世代定住プロジェクト 戦略2みどり活用プロジェクト 戦略3拠点創造プロジェクト）を対象として、必要性・有効性・効率性の3つの視点に基づいて、事業の振り返りと改善のサイクルを徹底した事務事業評価を実施する。				
目的	・事務事業の改善、廃止、休止、事業運営主体の転換など事務事業の見直しを進め、真に必要なものに行政資源を投入するため。				
目標時期	随時				
実施内容		実施スケジュール			
		平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度	
事務事業評価の実施					
目標		効果			
平成30 (2018) 年度	・事務事業評価の実施	【市の効果】 ・事務事業の改善、廃止、休止、事業運営主体の転換など事務事業の見直しが図られる。 ・ムダな事業を廃止できる。 【市民の効果】 ・市民ニーズが市政に反映される。 ・行政がわかりやすくなる。			
平成31 (2019) 年度	・事務事業評価の実施				
平成32 (2020) 年度	・事務事業評価の実施				

平成30年度 行政経営改革実施計画 進捗管理シート

①取組実績

取組目標：事務事業評価の実施

取組実績：

H30. 3月～4月

第5次総合計画の重点戦略事業54事業について、事業の所管課長が必要性・有効性・効率性の3つの視点に基づき評価を実施した。

H30. 4月～5月

企画政策課が事業の所管課とヒアリングを実施（7日間）し、所管課の評価内容の妥当性や事業の進捗状況を確認するとともに、今後の事業の方向性を協議した。

その結果、今後の方向性として、「現状のまま継続」23事業、「改善して継続」27事業、「休廃止」3事業、「終了」1事業と評価した。

なお、「改善して継続」する主なものとしては、他事業や他課との連携強化、市民ニーズ等の実態を踏まえた手段・サービス水準の見直しなどである。

H30. 5月

部長等で構成する白井市行政評価委員会において、事務事業評価の内容を確認した。

附属機関である白井市総合計画審議会に事務事業評価シートを配布し、第5次総合計画の9つの施策（戦略の柱）を対象とした外部評価（7月実施）の際に活用いただいた。

H30. 9月

事務事業評価シートを市議会に提供し、10月の決算特別委員会で活用していただいた。

事務事業評価シートを市HPや情報公開コーナー等で公表した。

②評価と今後の方針

【評価】

- A:計画より進んでいる
- B:計画どおり進んでいる
- C:計画どおり進んでいない

【今後の方針】

ア:現状の計画のまま継続

イ:計画を見直して継続

- (a):取組みの拡充・重点化
- (b):取組みの縮小・統廃合
- (c):手段の改善
- (d):スケジュールの変更
- (e):その他

ウ:その他

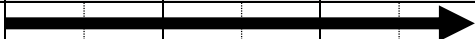
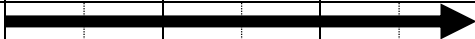
所管課	評価	B:計画どおり進んでいる	今後の方針	ア：現状の計画のまま継続
意見 具体的な今後の方針・課題・解決策など	事務事業評価を実施することにより、事業の継続的な改善につながっているところであり、今後も継続していく。			
行政経営改革審議会	評価		今後の方針	
意見 取組内容や今後の方針に関する助言など				
行政経営戦略会議	評価		今後の方針	
意見 所管課・審議会の意見を踏まえた「今後の方針」など				

	新規
●	見直し改善（拡充）
	継続（拡充）

基本方針 2 自立した行財政運営

6. 評価に基づく行政サービスの質の向上と精査

② 評価にあたっては、評価対象に応じて、外部評価と内部評価を取り入れます。

整理番号	2-6-②	項目名	外部評価と内部評価の実施			所管課	企画政策課		
これまでの取り組み	平成 16（2004）年度から計画の着実な推進、評価結果の予算への反映、事務事業の点検・是正による職員の意識改革を目的に、実施計画事業を対象とした事務事業評価を実施してきたが、内部評価にとどまっており、市民目線での取り組みの改善には至っていないところである。								
これからの取り組み	- 平成 29（2017）年度に評価システムを見直し、新たに第 5 次総合計画の施策（9 つの戦略の柱）を対象とした施策評価を導入・実施するとともに、これまでの内部評価に加え、評価の透明性・客観性の確保、市民目線での取り組みの改善、評価結果のわかりやすさの確保を図るため、施策評価において総合計画審議会による外部評価を導入し、実施する。 - 総合計画審議会による外部評価において、改善等の意見が付された場合は、各部で意見への対応を検討した後に、行政経営戦略会議において、市の方針を決定する。 - 結果は、文書で総合計画審議会に報告するとともに、施策評価シートに市の方針を追記して市民に公表する。								
目的	行政評価の透明性・客観性を確保し、市民の視点から市の事業の改善を進めるため。								
目標時期	随時								
実施内容						実施スケジュール			
						平成 30(2018)年度		平成 31(2019)年度	
外部評価の実施									
内部評価の実施									
	目標					効果			
平成 30 (2018) 年 度	- 外部評価の実施 - 内部評価の実施					【市の効果】 - 行政評価の透明性・客観性が確保されるとともに市民の視点から市の事業の改善が進む。 - 市民参加や協働に基づいた改善が図られる。 【市民の効果】 - 市民ニーズが市政に反映される。 - 行政がわかりやすくなる。 - 市政に参加できる。			
平成 31 (2019) 年 度	- 外部評価の実施 - 内部評価の実施								
平成 32 (2020) 年 度	- 外部評価の実施 - 内部評価の実施								

平成30年度 行政経営改革実施計画 進捗管理シート

①取組実績

取組目標：外部評価の実施・内部評価の実施

取組実績：

H30. 4月～5月

第5次総合計画の9つの施策（戦略の柱）について、施策の担当部長が施策指標（市民満足度など主観的なものと、統計データに基づく客観的なもので構成）に基づく定量的な評価に加え、数値で表せない質的な成果に基づく定性的評価を実施した上で、今後の課題・方向性を整理した。（1次評価）

H30. 5月

部長等で構成する白井市行政評価委員会において、1次評価の妥当性を審議するとともに、今後の方向性等に対する意見を付した。（2次評価）

附属機関である白井市総合計画審議会に庁内での施策評価結果を報告した上で、平成30年度に総合計画審議会による外部評価（3次評価）を実施する施策は、平成29年度に外部評価を実施していない5施策とすることを決定した。

H30. 6月

各委員から3次評価に向けて事前質問や確認事項等の提出があり、回答や関係資料を送付した。

H30. 7月

総合計画審議会委員と施策を所管する部長・課長との間で質疑応答を行い、施策への取組状況や課題、今後の方向性について共通認識を図った。

その後、委員を2つのグループに分けて、各グループが担当する施策について外部評価を実施した。

（Aグループ：2施策、Bグループ：3施策）

評価は「A・B・C・D」の4段階評価で行ったところ、5施策とも「B」評価であり、今後に向けた改善点等について20項目の提案をいただいた。

また、評価実施後には、今後に向けた改善点等を具体化するため、委員と施策を所管する課長・担当職員との間でワークショップ形式による議論を行った。

H30. 9月

総合計画審議会からの提案に対する市の対応方針について、各部での検討、白井市行政評価委員会での協議を経て、行政経営戦略会議において決定した。

施策評価シートを市議会に提供し、10月の決算特別委員会で活用していただいた。

施策評価シートを市HPや情報公開コーナー等で公表した。

②評価と今後の方針

【評価】

A:計画より進んでいる

B:計画どおり進んでいる

C:計画どおり進んでいない

【今後の方針】

ア:現状の計画のまま継続

イ:計画を見直して継続

(a):取組みの拡充・重点化 (b):取組みの縮小・統廃合

(c):手段の改善 (d):スケジュールの変更 (e):その他

ウ:その他

所管課	評価	B:計画どおり進んでいる	今後の方針	ア:現状の計画のまま継続
意見 具体的な今後の方針・ 課題・解決策など	外部評価については、委員と職員の間で施策への取組状況や課題、今後の方向性について共通認識を図ることが不可欠であることから、今後は外部評価実施前に、委員と施策を所管する課長・担当職員との間でワークショップ形式による議論を行い、更なる共通認識を図ることとする。			
行政経営改革審議会	評価		今後の方針	
意見 取組内容や今後の 方針に関する助言など				
行政経営戦略会議	評価		今後の方針	
意見 所管課・審議会の意見を 踏まえた「今後の方針」など				

	新規
●	見直し改善（拡充）
	継続（拡充）

基本方針 2 自立した行財政運営

6. 評価に基づく行政サービスの質の向上と精査

③ 評価することを目的とすることなく、評価することが改善の手段となるような行政評価にします。

整理番号	2-6-③	項目名	事務事業評価シートの簡素化・見える化			所管課	企画政策課			
これまでの取り組み	・平成 16（2004）年度から計画の着実な推進、評価結果の予算への反映、事務事業の点検・是正による職員の意識改革を目的に、実施計画事業を対象とした事務事業評価を実施しているが、評価シートの項目が多く、作成の負担感が大きいとともに、市民から見ても評価シートが膨大でわかりやすく評価結果を公表できているとは言い難い。									
これからの取り組み	・平成 29（2017）年度に評価システムを見直し、詳細な評価シートを作成することよりも、事務事業の必要性、有効性、効率性の 3 つの視点から、論点を整理して、庁内で事務事業の改善に向けた議論を深めることを重視して、事務事業評価シートの簡素化・見える化を図り、市民への公表もわかりやすくする。									
目的	・事務事業の改善、廃止、休止、事業運営主体の転換など事務事業の見直しを進め、真に必要なものに行政資源を投入するため。									
目標時期	随時									
実施内容						実施スケジュール				
						平成 30(2018)年度	平成 31(2019)年度	平成 32(2020)年度		
事務事業評価シートを活用した事務事業の改善に向けた議論の促進										
	目標					効果				
平成 30 (2018) 年 度	・事務事業評価シートを活用した事務事業の改善に向けた議論の促進					【市の効果】 ・事務事業の改善、廃止、休止、事業運営主体の転換など事務事業の見直しが進む。 ・必要性が低い事業を廃止できる。				
平成 31 (2019) 年 度	・事務事業評価シートを活用した事務事業の改善に向けた議論の促進					【市民の効果】 ・市民ニーズが市政に反映される。 ・行政がわかりやすくなる。				
平成 32 (2020) 年 度	・事務事業評価シートを活用した事務事業の改善に向けた議論の促進									

平成30年度 行政経営改革実施計画 進捗管理シート

①取組実績

取組目標:事務事業評価シートを活用した事務事業の改善に向けた議論の促進

取組実績:

これまでの事務事業評価シートは1事業につき4ページであったが、H29年度に重点戦略事業1事業につきA41枚の事務事業評価シートとし、評価基準として必要性・有効性・効率性の3つの視点を掲げて論点を整理するなど、シートの簡素化・見える化を図った。

H30. 3月～4月

第5次総合計画の重点戦略事業54事業について、事業の所管課長が必要性・有効性・効率性の3つの視点に基づき評価を実施した。

H30. 4月～5月

企画政策課が事業の所管課とヒアリングを実施(7日間)し、所管課の評価内容の妥当性や事業の進捗状況を確認するとともに、今後の事業の方向性を協議した。

その結果、今後の方向性として、「現状のまま継続」23事業、「改善して継続」27事業、「休廃止」3事業、「終了」1事業と評価した。

なお、「改善して継続」する主なものとしては、他事業や他課との連携強化、市民ニーズ等の実態を踏まえた手段・サービス水準の見直しなどである。

H30. 5月

部長等で構成する白井市行政評価委員会において、事務事業評価の内容を確認した。

H30. 9月

事務事業評価シートを市HPや情報公開コーナー等で公表した。

公表に当たっては、第5次総合計画の9つの施策(戦略の柱)ごとに、施策評価シートと事務事業評価シートを掲載することにより、何を目指して事業を遂行しているかなど、施策と事務事業の相互の関連性が分かりやすくなるよう努めた。

②評価と今後の方針

【評価】

- A:計画より進んでいる
- B:計画どおり進んでいる
- C:計画どおり進んでいない

【今後の方針】

ア:現状の計画のまま継続

イ:計画を見直して継続

- (a):取組みの拡充・重点化
- (b):取組みの縮小・統廃合
- (c):手段の改善
- (d):スケジュールの変更
- (e):その他

ウ:その他

所管課	評価	B:計画どおり進んでいる	今後の方針	ア:現状の計画のまま継続
意見 具体的な今後の方針・課題・解決策など	事務事業評価シートについては、総合計画審議会等からも意見を聴きながら、継続的な改善を図り、わかりやすいシートになるよう努める。			
行政経営改革審議会	評価		今後の方針	
意見 取組内容や今後の方針に関する助言など				
行政経営戦略会議	評価		今後の方針	
意見 所管課・審議会の意見を踏まえた「今後の方針」など				

	新規
●	見直し改善（拡充）
	継続（拡充）

基本方針 2 自立した行財政運営

6. 評価に基づく行政サービスの質の向上と精査

- ④ 市民ニーズを把握し、市民の立場になって、その行政サービスが市民にとって本当に必要であるかどうかを考え、精査します。

整理番号	2-6-④	項目名	市政に関する市民意向等の把握と公表		所管課	企画政策課	
これまでの取り組み	・市は、5年に1回、市政に関する市民意向等を把握するため、住民意識調査を実施し、総合計画の策定に活用しているが、計画の推進時においては、市の取り組みの進捗等により市民の意識がどう変化しているかの経年的な把握が不十分な状況にある。						
これからの取り組み	・引き続き、5年に1回の住民意識調査を主としつつ、平成 29（2017）年度に「しろい e モニター制度」（インターネットを利用して市からのアンケートに協力する制度）を創設し、登録していただいた 18 歳以上の在住在勤在学の市民モニターを対象に、インターネットを活用したアンケートを実施し、市の取り組みに対する市民の意向・意識等を経年的に把握する。						
目的	・市民の意向・意識等の変化を的確に把握し、市民ニーズに基づいて市の事業を随時改善するため。						
目標時期	随時						
実施内容					実施スケジュール		
					平成 30(2018)年度	平成 31(2019)年度	平成 32(2020)年度
しろい e モニター制度を活用したアンケートの実施と公表							
住民意識調査の実施							
	目標				効果		
平成 30 (2018) 年 度	・しろい e モニター制度を活用したアンケートの実施				【市の効果】 ・市民ニーズに基づいた市の事業の改善が進む。 ・市民ニーズを経年的に把握できる。 【市民の効果】 ・市民ニーズが市政に反映される。 ・行政がわかりやすくなる。 ・自分の意向を市に伝える機会が増える。		
平成 31 (2019) 年 度	・しろい e モニター制度を活用したアンケートの実施 ・住民意識調査の実施						
平成 32 (2020) 年 度	・しろい e モニター制度を活用したアンケートの実施						

平成30年度 行政経営改革実施計画 進捗管理シート

①取組実績

取組目標: しろいeモニター制度を活用したアンケートの実施

取組実績:

H30. 4月～5月

第5次総合計画の9つの施策（戦略の柱）の進捗状況等を定量的に評価するため、施策ごと設定している施策指標のうち、市民満足度など市民の意識に関するものについて、重点戦略ごとにアンケートを実施した。

- ・アンケート時モニター 103名
- ・回答者数 重点戦略1 若い世代定住プロジェクト58名（回答率56.3%）
重点戦略2 みどり活用プロジェクト54名（回答率52.4%）
重点戦略3 拠点創造プロジェクト56名（回答率54.4%）

H30. 7月～8月

市政情報などをわかりやすく伝えるより良い広報づくりに向けて、市民の満足度や意見を把握し、今後の広報活動につなげていくため、「広報しろい」に関するアンケートを実施した。

- ・アンケート時モニター 102名
- ・回答者数 61名（回答率59.8%）

H30. 11月～12月

「しろいの梨」の今後のブランド戦略を示す「しろいの梨ブランド化推進計画」を策定するに当たり、市民の意見を把握するため、「しろいの梨」に関するアンケートを実施した。

- ・アンケート時モニター 111名
- ・回答者数 54名（回答率48.6%）

H31. 1月

モニター数の増加を図るため、成人式会場において、モニター募集チラシを入れたティッシュを配布した。

H31. 3月

第5次総合計画後期基本計画（H33～37）の策定に向けて、平成31年度に市民のまちづくり全般に対する意見を聴く「住民意識調査」を実施することから、各課において調査項目等を整理した。

②評価と今後の方針

【評価】

- A:計画より進んでいる
- B:計画どおり進んでいる
- C:計画どおり進んでいない

【今後の方針】

ア:現状の計画のまま継続

イ:計画を見直して継続

- (a):取組みの拡充・重点化 (b):取組みの縮小・統廃合
- (c):手段の改善 (d):スケジュールの変更 (e):その他

ウ:その他

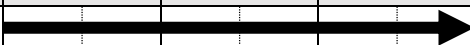
所管課	評価	B:計画どおり進んでいる	今後の方針	ア:現状の計画のまま継続
意見 具体的な今後の方針・課題・解決策など	モニターの登録数が少ないことから、アンケート結果の有効性を高めるためにも、登録者を増やしていく必要がある。各課の協力を得て、様々な機会を捉えて周知に努めている。			
行政経営改革審議会	評価		今後の方針	
意見 取組内容や今後の方針に関する助言など				
行政経営戦略会議	評価		今後の方針	
意見 所管課・審議会の意見を踏まえた「今後の方針」など				

●	新規
	見直し改善（拡充）
	継続（拡充）

基本方針 2 自立した行財政運営

6. 評価に基づく行政サービスの質の向上と精査

- ⑤ 行政サービスを精査した結果、市民にとって必要性の低い行政サービスについては、勇気をもってやめる判断をします。

整理番号	2-6-⑤	項目名	事業のスクラップ・リセットの徹底	所管課	企画政策課
これまでの取り組み	・事業のスクラップ・リセットを徹底するための基準や仕組みがなかった。				
これからの取り組み	・平成 29（2017）年度に事務事業評価により事務事業を総点検し、その結果に基づいて事務事業の抜本的な見直しを全庁的に進める基準として「白井市事務事業評価及び事務事業の見直し基準」を策定し、同基準に定める「必要性」、「有効性」、「効率性」の総合評価点数に基づき事務事業の廃止、休止など抜本的な見直しを進める。 ・基準に基づき改善が必要とした事業については、担当課で対応策や実施時期等を検討した上で、行政経営戦略会議において見直しの方向性を決定し、結果を公表する。 ・また、総合計画審議会による外部評価において、個別の事務事業に対して意見が付された場合は、同様に担当課で対応策や実施時期等を検討した上で、行政経営戦略会議において見直しの方向性を決定し、結果を公表する。				
目的	・事務事業の廃止、休止など抜本的な見直しを進め、真に必要なものに行政資源を投入するため。				
目標時期	随時				
実施内容			実施スケジュール		
			平成 30(2018)年度	平成 31(2019)年度	平成 32(2020)年度
基準に基づく事務事業の廃止、休止など抜本的な見直し					
	目標		効果		
平成 30 (2018) 年 度	・基準に基づく事務事業の廃止、休止など抜本的な見直し - 対象：重点戦略事業 54 事業 - 分野別計画事業「B 学習・教育」29事業		【市の効果】 ・事務事業の廃止、休止など抜本的な見直しが進む。 ・市民ニーズに基づき市の事業の改善が進む。 ・必要性が低い事業を廃止できる。		
平成 31 (2019) 年 度	・基準に基づく事務事業の廃止、休止など抜本的な見直し - 対象：重点戦略事業 54 事業 - 分野別計画事業「C 産業・雇用」7 事業 - 分野別計画事業「D 環境・自然」6 事業 - 分野別計画事業「E 地域・安心」9 事業 - 分野別計画事業「F 都市・交通」8 事業		【市民の効果】 ・市民ニーズが市政に反映される。 ・行政がわかりやすくなる。 ・市政に参加できる。 ・税金が有効に使われる。		
平成 32 (2020) 年 度	・後期実施計画の策定				

平成30年度 行政経営改革実施計画 進捗管理シート

①取組実績

取組目標：基準に基づく事務事業の廃止、休止など抜本的な見直し

対象：重点戦略事業 54 事業

分野別計画事業「B 学習・教育」29 事業

取組実績：

H30. 3月～4月

第5次総合計画の重点戦略事業54事業について、事業の所管課長が必要性・有効性・効率性の3つの視点に基づき評価を実施した。

H30. 4月～5月

企画政策課が事業の所管課とヒアリングを実施（7日間）し、所管課の評価内容の妥当性や事業の進捗状況を確認するとともに、今後の事業の方向性を協議した。

ヒアリング時には、重点戦略事業に加えて、分野別計画事業「B 学習・教育」29事業についても、必要性・有効性・効率性の3つの視点から、今後の事業の方向性を協議した。

H30. 6月～8月

分野別計画事業「B 学習・教育」29事業のうち、必要性・有効性・効率性の総合評価点数に基づき企画政策課で事業の抜本的見直しが必要と判断した4事業について、関係課と今後の方向性を協議した。

H30. 9月

4事業の今後の方向性について、行政経営戦略会議で決定し、公表した。

・廃止：1事業

・一部の取組の廃止：1事業

・縮小：1事業

・受益者負担の適正化：1事業

なお、重点戦略事業については、平成29年度に9事業の抜本的見直しを実施したところであり、平成30年度においては抜本的見直しをする事業はなかった。

②評価と今後の方針

【評価】

A:計画より進んでいる

B:計画どおり進んでいる

C:計画どおり進んでいない

【今後の方針】

ア:現状の計画のまま継続

イ:計画を見直して継続

(a):取組みの拡充・重点化 (b):取組みの縮小・統廃合

(c):手段の改善 (d):スケジュールの変更 (e):その他

ウ:その他

所管課	評価	B:計画どおり進んでいる	今後の方針	ア:現状の計画のまま継続
意見 具体的な今後の方針・課題・解決策など	平成31年度で重点戦略事業と分野別事業の全ての抜本的見直しが終了することから、見直し結果に基づいて後期実施計画（H33～37）に位置付ける事業を精査していく。			
行政経営改革審議会	評価		今後の方針	
意見 取組内容や今後の方針に関する助言など				
行政経営戦略会議	評価		今後の方針	
意見 所管課・審議会の意見を踏まえた「今後の方針」など				

●	新規
	見直し改善（拡充）
	継続（拡充）

基本方針 3 将来を見据えた公共施設等の最適な配置

1. 公共施設等総合管理計画と個別施設計画に基づく公共施設等の最適化

- ① 都市マスタープランを踏まえながら、公共施設等総合管理計画を策定し、長期的な視点から現
有する公共施設等の長寿命化や最適な配置などを進めます。

整理番号	3-1-①	項目名	学校給食業務の一元管理及び効率的で安全な学校給食の実施			所管課	教育支援課	
これまでの取り組み	・市教育委員会は、市内 14 の小中学校のうち、12 校は共同調理場方式で、桜台小・中学校は自校方式により給食を提供している。現在、共同調理場については、平成 31（2019）年度の稼働を目指して建替整備を進めている。また、給食調理、機械器具の維持管理業務及び給食会計処理等の事務処理は、各調理施設において行っている。							
これからの取り組み	・効率的・効果的運営及び事務等とするため、学校給食に関する運営、施設等の維持管理、会計処理等の業務を新学校給食センターで一元管理する。また、食育の推進、アレルギー対応食、地産地消等についても同様に一元化を図り、統一した対応とする。 ・桜台小・中学校については、施設・設備の老朽化や今後の学校規模等の状況を見ながら、安全で効率的な学校給食のあり方について、地域の意見等を踏まえた検討が必要となってくる。							
目的	・効率的で、より安全安心な学校給食の提供、会計処理及び食育等を統一的に対応するため。							
目標時期	未定（新学校給食センターの運営開始に合わせ、学校給食関係業務を一元化し、将来の市全体の効率的で安全な学校給食のあり方を調査・研究する。）							
実施内容						実施スケジュール		
						平成 30(2018)年度	平成 31(2019)年度	平成 32(2020)年度
学校給食業務の一元化への移行準備						→		
学校給食業務の一元管理の実施(自校方式における給食費の公金化を除く)						→		
自校方式における給食費の公金化						→		
桜台小・中学校の効率的で安全な学校給食のあり方の調査・検討						→		
	目標					効果		
平成 30 (2018) 年 度	・学校給食業務の一元化のための準備					【市の効果】 ・学校給食業務の効率化が図られ、学校給食の安全安心な提供が高まる。 【市民の効果】 ・安全安心な学校給食を食べることができる。		
平成 31 (2019) 年 度	・新学校給食センターの稼働に合わせ、学校給食業務を新学校給食センターで一元化 ・食育、アレルギー食対応、地産地消等の統一的な対応							
平成 32 (2020) 年 度	・自校方式における給食費の公金化 ・桜台小・中学校の効率的で安全な学校給食のあり方の調査・検討の開始							

平成30年度 行政経営改革実施計画 進捗管理シート

①取組実績

取組目標:学校給食業務の一元化のための準備

取組実績:

- H30.12 桜台小中学校保護者へ桜台小中学校の学校給食に関する説明会を実施
・教育委員会からの説明に対し、保護者から様々な意見があった。それを受けて、再度説明会や新学校給食センターの試食会等を開催し、検討期限を H31.12 月までとし、桜台小中学校の学校給食の方向性を決めることとした。
- H31.3 学校給食業務の一元管理の実施
桜台小中学校給食運営に関する経費の予算や予算執行に係る業務を新学校給食センターへ移行することが決定した。

②評価と今後の方針

【評価】

- A:計画より進んでいる
B:計画どおり進んでいる
C:計画どおり進んでいない

【今後の方針】

ア:現状の計画のまま継続

イ:計画を見直して継続

- (a):取組みの拡充・重点化 (b):取組みの縮小・統廃合
(c):手段の改善 (d):スケジュールの変更 (e):その他

ウ:その他

所管課	評価	A:計画より進んでいる	今後の方針	イ:計画を見直して継続 (d)
意見 具体的な今後の方針・ 課題・解決策など	学校給食業務の一元化のための準備ができた。 H32 年度に桜台小・中学校の効率的で安全な学校給食のあり方の調査・検討を予定していたが、スケジュールを変更し、H30 年度から調査・検討を開始した。次年度も引き続き調査・検討及び保護者への説明を実施する。			
行政経営改革審議会	評価		今後の方針	
意見 取組内容や今後の 方針に関する助言など				
行政経営戦略会議	評価		今後の方針	
意見 所管課・審議会の意見を 踏まえた「今後の方針」など				

●	新規
	見直し改善（拡充）
	継続（拡充）

基本方針 3 将来を見据えた公共施設等の最適な配置

1. 公共施設等総合管理計画と個別施設計画に基づく公共施設等の最適化

- ② 公共施設等総合管理計画に基づき、市民との合意形成を図りながら、行動計画となる公共施設等の個別計画を策定します。

整理番号	3-1-②	項目名	公共施設等の個別施設計画の策定	所管課	行政経営改革課 教育総務課 関係各課
これまでの取り組み	・公共施設の老朽化対策や財政負担の軽減、平準化を図り、将来を見据えた公共施設等総合管理計画を策定したが、個別施設計画は策定していない。				
これからの取り組み	・学校施設は、平成 31（2019）年度中に個別施設計画を策定する。 ・学校施設以外の公共施設等は、個別の施設ごとの計画とするか、小学校区単位など地域ごとの計画とするかなど策定方法を検討した上で、利用者や市民との合意形成を図り、個別施設計画を策定する。				
目的	・公共施設等の最適化を図るため。				
目標時期	未定				
実施内容		実施スケジュール			
		平成 30(2018)年度	平成 31(2019)年度	平成 32(2020)年度	
学校施設の個別施設計画の策定に向けた調査の実施		→			
学校施設の個別施設計画の策定			→		
学校施設以外の公共施設等の個別施設計画の策定方法の検討		→	→		
学校施設以外の公共施設等の個別施設計画の策定方法の決定				→	
学校施設以外の公共施設等の個別施設計画の策定準備					→
目標		効果			
平成 30 (2018) 年 度	- 学校施設の構造躯体の健全性調査及び劣化度調査の実施 - 資料を基に個別計画策定業務の着手 - 学校施設以外の公共施設等の個別施設計画の策定方法の検討	【市の効果】 - 公共施設等の最適な配置ができる。 【市民の効果】 - 最適に配置された公共施設等を利用することができる。 - 安全な施設を安心して利用できる。 - 良い状態の施設を将来の市民に残せる。			
平成 31 (2019) 年 度	- 学校施設の個別施設計画の策定 - 学校施設以外の公共施設等の個別施設計画の策定方法の検討 - 学校施設以外の公共施設等の個別施設計画の策定方法の決定				
平成 32 (2020) 年 度	学校施設以外の公共施設等の個別施設計画の策定準備				

平成30年度 行政経営改革実施計画 進捗管理シート

①取組実績

取組目標:公共施設等の個別施設計画の策定

取組実績:学校施設の個別施設計画の策定に向けた調査の実施

H30.4 市の建築士による公共施設劣化状況調査 PT を設置し、市の公共施設の劣化状況を把握
公共施設のコンクリートの劣化状況の調査委託実施

取組実績:学校施設の個別施設計画の策定

H30.4 計画策定作業着手

取組実績:学校施設以外の公共施設等の個別施設計画の策定方法の検討・決定

H30.4 学校施設の調査と併せて学校施設以外の公共施設及び当該コンクリートの劣化状況を調査

H30.9 関係各課の職員で構成する修繕計画等庁内検討委員会を設置し、計画策定作業に着手

H31.3 パブリックコメントの実施

公共施設等の最適配置等検討方針を決定し、最適配置等検討方針及び最適配置等の検討の進め方を決定

②評価と今後の方針

【評価】

A:計画より進んでいる
B:計画どおり進んでいる
C:計画どおり進んでいない

【今後の方針】

ア:現状の計画のまま継続

イ:計画を見直して継続

(a):取組みの拡充・重点化 (b):取組みの縮小・統廃合
(c):手段の改善 (d):スケジュールの変更 (e):その他

ウ:その他

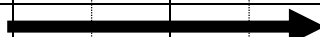
所管課	評価	A:計画より進んでいる	今後の方針	イ:計画を見直して継続 (d)
意見 具体的な今後の方針・課題・解決策など	学校施設の個別施設計画の策定は計画どおり進めており、平成31年度中に策定が終了する見込みである。 学校施設以外の施設については、計画を前倒しし、平成30年度に白井市公共施設の等最適配置等検討方針を策定したことから、今後は地域ごとの検討方法を検討し、計画に位置づけしていく必要がある。			
行政経営改革審議会	評価		今後の方針	
意見 取組内容や今後の方針に関する助言など				
行政経営戦略会議	評価		今後の方針	
意見 所管課・審議会の意見を踏まえた「今後の方針」など				

●	新規
	見直し改善（拡充）
	継続（拡充）

基本方針 3 将来を見据えた公共施設等の最適な配置

1. 公共施設等総合管理計画と個別施設計画に基づく公共施設等の最適化

- ③ 公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設等を総合的かつ計画的に管理するため、部局横断的な調整をする組織体制を構築します。

整理番号	3-1-③	項目名	公共施設等を管理するための組織体制の構築			所管課	行政経営改革課		
これまでの取り組み	・ 公共施設等を総合的かつ計画的に管理する組織体制がない。								
これからの取り組み	・ 公共施設等総合管理計画の進捗管理を行い、施設所管部門間の情報共有と全体調整を図る組織を設置する。								
目的	・ 公共施設等について、部局横断的な調整を図るため。								
目標時期	平成 31（2019）年度								
実施内容						実施スケジュール			
						平成 30(2018)年度	平成 31(2019)年度		平成 32(2020)年度
組織の役割の検討									
組織の決定									
新たな組織による公共施設等総合管理計画の推進									
	目標					効果			
平成 30 (2018) 年 度	・ 組織の役割の検討 ・ 組織の決定					【市の効果】 ・ 公共施設等に関する部局横断的な調整ができる。 【市民の効果】 ・ 最適に配置された公共施設等を利用することができる。 ・ 安全な施設を安心して利用できる。 ・ 良い状態の施設を将来の市民に残せる。			
平成 31 (2019) 年 度	・ 新たな組織による公共施設等総合管理計画の推進								
平成 32 (2020) 年 度	・ 新たな組織による公共施設等総合管理計画の推進								

平成30年度 行政経営改革実施計画 進捗管理シート

①取組実績

取組目標：公共施設等を管理するための組織体制の構築

取組実績：組織の役割の検討・組織の決定

H31.4 公共施設等総合管理計画の進捗管理を行い、施設所管部門間の情報共有と全体調整を図る組織として「公共施設マネジメント課」を設置。

②評価と今後の方針

【評価】

- A:計画より進んでいる
- B:計画どおり進んでいる
- C:計画どおり進んでいない

【今後の方針】

ア:現状の計画のまま継続

イ:計画を見直して継続

- (a):取組みの拡充・重点化
- (b):取組みの縮小・統廃合
- (c):手段の改善
- (d):スケジュールの変更
- (e):その他

ウ:その他

所管課	評価	B:計画どおり進んでいる	今後の方針	ア:現状の計画のまま継続
意見 具体的な今後の方針・課題・解決策など	今後も計画どおり、公共施設等総合管理計画及び公共施設の最適配置等検討方針に基づいて、部局横断的な調整を図るとともに計画の実現に向けて取組を行う。			
行政経営改革審議会	評価		今後の方針	
意見 取組内容や今後の方針に関する助言など				
行政経営戦略会議	評価		今後の方針	
意見 所管課・審議会の意見を踏まえた「今後の方針」など				